

## 令和2年第3回大洗町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和2年8月21日（金曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第56号 令和元年度大洗町一般会計歳入歳出決算  
議案第57号 令和元年度大洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
議案第58号 令和元年度大洗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
議案第59号 令和元年度大洗町介護保険特別会計歳入歳出決算  
議案第60号 令和元年度大洗町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
議案第61号 令和元年度大洗町地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算  
議案第62号 令和元年度大洗町営公園墓地事業特別会計歳入歳出決算  
議案第63号 令和元年度東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計歳入歳出決算  
議案第64号 令和元年度大洗町水道事業会計歳入歳出決算
- 日程第 4 議案第65号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
議案第66号 大洗町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第67号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第5号）  
議案第68号 令和2年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第69号 令和2年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第70号 令和2年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第71号 令和2年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第72号 令和2年度防災行政無線デジタル化（同報系）設備更新工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第73号 町道路線の廃止及び認定について
- 日程第 8 同意第 1号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について  
同意第 2号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について
- 日程第 9 請願第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第10 報告第 5号 令和元年度大洗町財政健全化判断比率について  
報告第 6号 令和元年度大洗町営企業会計資金不足比率について

報告第 7号 大洗ターミナル株式会社の令和元年度事業報告並びに令和2年度事業  
計画について

日程第1 1 寄附の受入れについて

日程第1 2 休会の件

**本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	小沼正男君	2番	勝村勝一君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	今村和章君
9番	和田淳也君	10番	海老沢功泰君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小谷隆亮	副町長	斉藤久男
教育長	飯島郁郎	監査委員	田口紘治
町長公室長	小沼敏夫	まちづくり推進課長	渡邊澄人
総務課長	清宮和之	税務課長	五上裕啓
住民課長	本城正幸	福祉課長	小林美弥
こども課長	小沼正人	健康増進課長	佐藤邦夫
生活環境課長	磯崎宗久	都市建設課長	渡邊紀昭
上下水道課長	田中秀幸	農林水産課長	有田和義
商工観光課長	長谷川満	教育次長兼 学校教育課長	高柳成人
生涯学習課長	深作和利	消防長	内藤彰博
会計管理者兼 会計課長	米川英一		

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（小沼正男君） おはようございます。会議開催に当たり、申し上げます。

今定例議会は、コロナウイルスの感染拡大防止および傍聴に来る方の健康を守る観点から、傍聴を自粛していただくことといたしました。

また、議員、執行部一同、新型コロナウイルスの予防および感染拡大防止のため、マスク着用にて出席をいたします。

続きまして、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

---

開議 午前9時30分

#### ◎開会および開議の宣告

○議長（小沼正男君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和2年第3回大洗町定例議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、3番 櫻井重明君、4番 伊藤 豊君を指名いたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） この際、諸般の報告をいたします。

7月30日、議会運営委員会を開催いたしました。

8月7日、総務常任委員会および議会運営委員会を開催いたしました。

8月20日、議会全員協議会および議会運営委員会を開催いたしました。

監査委員から、令和2年6月分の現金出納検査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎会期の決定

○議長（小沼正男君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日8月21日から9月1日までの12日間といたしたいと思  
います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決定いたしました。

---

### ◎議案第56号ないし議案第64号の上程、説明、委員会付託

○議長（小沼正男君） 日程第3、議案第56号から議案第64号まで、令和元年度大洗町一般会計歳入  
歳出決算および令和元年度大洗町特別会計歳入歳出決算、9件を一括して議題といたします。

町長から決算について提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきま  
して、議案第56号 令和元年度大洗町一般会計歳入歳出決算から議案第64号 令和元年度大洗町水  
道事業会計歳入歳出決算まで、決算認定9件についてご説明申し上げます。

令和元年度においては、「地方創生」「防災・減災対策」「子育て支援と教育環境の充実」を柱  
に備え、議会、そして町民の皆様とともに、その実現に向けて取り組んでまいりました。

冒頭、事業の柱の一つである地方創生について申し上げます。

地方創生につきましては、「大洗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づきまして、令和2  
年度までに順次取り組みを進めているところであり、昨年度は国の交付金を活用して「大洗町観光  
情報交流センター」の整備に着手したほか、大洗サンビーチの通年での認知度・魅力を高めるため  
「ビーチスポーツを核とした海辺の賑わい創出事業」についても取り組んでまいりました。後ほど  
詳しくご紹介をさせていただきます。

さて、令和元年度の決算に基づく本町の財政指標について、概略をご説明申し上げます。

最初に、健全化判断比率でございますけれども、いずれも健全な範囲にあり、実質公債費比率に  
つきましては5.7%、将来負担比率につきましては97.5%となっており、これらにつきましては、過  
年度に発行した地方債の償還などにより、前年度数値より若干上昇しているところです。

今後3年間程度は上昇が見込まれることから、今後は新規の地方債発行を抑制しつつ、特定財源の  
確保と有利な地方債の活用を図るなど、更なる財政の健全化に努めていかなければなりません。

次に、自治体の財政力を示す「財政力指数」につきましては、前年度同様の0.72となっており、  
県内市町村の平均0.71を上回る水準を維持しているところでございます。

また、財政構造の弾力性を表す「経常収支比率」は95.8%と、前年度より若干数値が減少したも  
の、ほぼ横ばいの状況でございます。

引き続き、町税をはじめとした一般財源や使用料等の特定財源の安定確保に努めるとともに、事

業の内容や手法、必要性等について不断の見直しを行いながら経常経費の縮減に努めているところでございます。

続きまして、令和元年度決算における主な事業の実績についてご説明申し上げます。

「安心して健やかに暮らせるまちづくり」でございますが、初めに「安心して健やかに暮らせるまちづくり」について申し上げます。

子育て世帯への支援のほか、地域の支え合いによる高齢者の生きがいづくりや各種検診などを通じて、町民が健康で安心して暮らせるよう、切れ目のない福祉・保健サービスを提供してまいったところでございます。福祉・健康に係る施策の決算額は、約59億2,873万3,000円でございます。

子育て支援については、妊娠から出産・育児までの切れ目のない施策の充実・強化のため、不妊治療費用や妊婦健診受診料、産後健診受診料の助成を行うとともに、子育て支援アプリ「あらハピ!」の運用や「親子ふれあいセンター・きらきら」における未就学児の遊びの場づくりや母親の不安解消のための育児相談などに取り組んでまいったところでございます。

保育事業につきましては、昨年10月から開始されました幼児教育・保育無償化の円滑な導入を図るとともに、認可外保育施設への運営費補助や行事給食加算補助金、町独自の保育料等、支援策や看護師を配置した病児保育に対する補助等を実施し、子育て世帯の負担軽減に取り組んできたところでございます。

加えて、小学生を有する家庭への支援として「浜っ子すこやか報奨金」や入学時のランドセルの購入費用の一部補助、多子世帯への給食費補助など経済的支援に努めるとともに、小学6年生まで受け入れを拡大して学童保育の充実を図るなど、共稼ぎ世帯のニーズにも応えてきたところでございます。

医療福祉制度による医療費助成につきましては、高校生までの医療費と入院時食事代の自己負担を完全無料化しているところであり、医療機関受診の際の経済的負担軽減を図ってきたところでございます。

高齢者福祉につきましては、シルバーリハビリ体操や元気づくりサロン事業などを展開するとともに、買物支援対策事業による生活援助等を通じて、高齢者の方々が住み慣れた町で自分らしく暮らしていけるよう、地域の支え合い体制の強化に努めてまいりました。

障害者福祉につきましては、障害のある方が主体性・自立性をもって社会参加できるまちを目指し、自立支援のための各種手当の給付や福祉サービスの提供、就学支援体制の充実にも力を入れてきたところでございます。

国民健康保険につきましては、ヘルスアップ事業として特定検診の未受診者に対する受診勧奨や検診受診者へのフォローアップのほか、各種検診についても総合検診やがん検診等のほか、新たに妊娠による歯周病等のリスクを早期に発見し、無料で受診できるように妊婦歯科検診を実施するなど、受診しやすい環境づくりにも努めたところでございます。

健康づくり事業につきましては、「ゆっくら健康館」の運営を通じて町民の健康維持・増進に努めたほか、適塩運動による食生活改善の推進や、大洗いきいき体操、歩いたカード表彰事業などに

より運動の習慣化を支援したところでございます。

二つ目は「人と文化を育むいきがいのまちづくり」であります。

未来をひらく「大洗っ子」を育成するための教育環境の充実のほか、すべての町民に向けた生涯学習やスポーツの機会の提供、文化財の保護などに取り組んできたところでございます。

教育・生涯学習に係る施策の決算額は、約9億1,199万6,000円でございます。

一昨年度に「南小・中学校共用体育館」が竣工いたしました。町の校舎整備計画が一つの大きな区切りを迎えました。

第一中学校区と南中学校区の隣接・併設型校舎の県内外に誇れる教育環境のもと、小・中連携教育の充実を図り、人材面や教育内容など、ソフト分野のさらなる充実にも取り組んできたところでございます。

人材面につきましては、ティームティーチングを行う非常勤講師の配置を初め特別教育支援員や英語教育の指導助手を配置したほか、運動部活動指導員を配置し、部活動の質の向上と顧問となる教員の負担軽減を図ってきたところでございます。

学習支援につきましては、タブレットを活用した情報活用技術の育成に努めるとともに、「放課後・夏休みチャレンジ教室」を開催し、学習の習慣化と学力向上に力を入れてきたところでございます。

また、サイエンスカレッジによる理科・科学教育の振興にも努めてまいりました。

学校生活への不安や悩みを持つ児童生徒や保護者に対して、大洗町教育センターにおける教育相談体制の充実を図ったほか、準要保護児童生徒に対する給食費や学用品等の補助や、優秀な生徒・学生の就学を支援する「大洗町奨学資金制度」の貸付額を拡充するなど、経済的な支援制度の充実を図ったところでございます。

社会教育・生涯学習につきましては、公民館講座等の充実に努め、町民のニーズに対応した体験・学習機会の提供を図り、生涯を通じた学びを継続してできる環境づくりにも力を入れてまいりました。

青少年の健全育成につきましては、児童の自主性・社会性を養うために、北海道洋上体験学習や通学学習等の体験活動を実施したほか、栃木県茂木町との「海っ子・山っ子交流事業」等の県外友好都市の環境等を生かして、子どもたち同士の交流も促進を図ったところでございます。

芸術文化の振興につきましては、町民が身近に芸術文化に触れることができるように「芸術文化祭」や「音楽祭」等を開催するとともに、「芸術鑑賞の集い」を開催し、子どもたちが芸術文化に触れる機会の創出を図りました。

文化財の保存活用につきましては、郷土の重要な歴史遺産として、これまで磯浜古墳群の発掘調査を行ってきた結果、令和2年3月10日に同遺跡が国の史跡として指定されました。加えて、郷土の歴史を知る機会を充実させるため、埋蔵文化財企画展を実施したほか、幕末と明治の博物館においては、「いきいき茨城ゆめ国体」の開催に合わせた特別展覧会を実施をさせていただきました。

スポーツの振興につきましては、昨年9月に「いきいき茨城ゆめ国体」が開催され、町内で「ビー

チバレーボール」「ゴルフ」「レク・クロッケー」の3競技が実施されました。競技会場の環境整備や大会の円滑運営を行うとともに、議員提案により制定されました「おもてなし条例」の趣旨を踏まえ、「花いっぱい運動」など町民参加の運動を展開し、町を挙げての機運醸成を図った結果、全国から訪れるたくさんの方々には本町の魅力を堪能していただくことができたところでございます。

加えて、ひぬま夏海マラソンやサンビーチマイルレースの実施のほか、夢town大洗スポーツクラブと連携した各種スポーツイベントの開催などを通じて、子どもからお年寄りまでスポーツに親しめる環境づくりにも力を注いでまいりました。

三つ目は、「自然環境と共生し安全で住みよいまちづくり」であります。

環境美化や交通安全、防犯活動の推進のほか、消防・防災体制の強化について継続して取り組むとともに、温暖化など地球規模の問題に対しても、町民や事業所などと一体となって環境負荷の抑制につながる取り組みを進めてきたところでございます。

生活環境に係る施策の決算額は、約8億9,705万3,000円であります。

環境の美化・保全については、不法投棄防止や沿道環境保全のため、パトロールに取り組むとともに、町民・事業者・行政が一体となった美しいまちづくりへの取り組みを進めてまいりました。加えて、令和元年度台風19号による災害廃棄物の処理を行うとともに、海岸への漂着ごみの処理、松枯れ対策といった地域特有の課題にも取り組んだところでございます。

循環型社会の構築および地球温暖化対策については、資源ごみのリサイクルを推進したほか、住宅用太陽光発電システム設置に係る助成や、「ノーマイカーウイーク」等の取り組み、電気自動車用の急速充電施設の維持運営などを通じて温室効果ガスの低減にも力を注いでまいりました。

町民の安全・安心のための取り組みにつきましては、防犯・交通安全対策として、街路灯や交通安全施設の設置・管理のほか、防犯連絡員協議会などの協力による夜間防犯パトロールや、小・中学校の登下校時の見守り活動などを行いました。また、交通安全協会や交通安全母の会などの協力のもと、街頭キャンペーンや交通安全教室等を継続して実施したほか、高齢者の交通事故防止対策の一つとして「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を実施したところでございます。

災害・防災対策につきましては、台風19号による床上浸水の被害に遭われた方々に、災害救助法の適用により応急修理費を負担しました。また、災害時に避難所となる小・中学校の避難所案内看板の整備を行ったほか、防災行政無線デジタル化に向けた工事を年次計画で開始をしたところでございます。

消防体制の整備につきましては、防火対象物等への立入検査や消防車両による巡回などによる火災予防活動のほか、消防署、消防団の活動に要するポンプ自動車・資機材の更新を計画的に行い、災害や事故への備えを強化いたしました。

四つ目は、「快適な生活空間のまちづくり」であります。

上下水道・道路などのライフライン、住宅・公園の維持管理のほか、公共交通の利用促進、移住・定住の促進、港湾の振興などに力を注いでまいりました。

都市整備に係る施策の決算額は、約22億4,808万2,000円であります。



上水道につきましては、老朽化した配水管の計画的な更新や、浄水・配水施設の適正な管理を行い、安全で安心な水の安定供給にも努めたところでございます。

下水道につきましては、公共下水道事業計画に基づきまして枝線の管渠工事を実施するとともに、下水道総合地震対策計画に基づきまして管路の耐震化工事を進めました。また、災害避難時等に備え、第一中学校、南小中学校にマンホールトイレを設置する工事についても本年6月に工事が完了するところであります。なお、令和元年度末の下水道普及率は55.7%、接続率は65.8%となっております。

道路については、引き続き、町道や側溝の維持補修等を行うとともに、都市計画道路関根祝町線外1線において用地買収を積極的に進めるなどの道路整備などについて推進を図ったところであります。

また、これまで事業を進めてきた船渡大洗線につきましては、昨年4月に開通し、避難路としての機能に加え、地域活性化に寄与する道路として期待されているところでございます。

また、都市再生整備計画事業としましては、大洗駅前広場につきまして改修工事を進めてきているところでございます。本年7月に工事が完了したところであります。来週26日に完成式典の挙行を予定しているところであります。コロナの問題等もありまして、絞って完成式典を展開するという考え方でご案内をさせていただいているところであります。

公共交通につきましては、大洗鹿島線の輸送力強化や安全対策に要する経費に対し、国・県・沿線自治体による協調支援を行ったほか、「大洗鹿島線を育てる沿線市町会議」において利用促進事業に取り組みました。また、循環バス「海遊号」「なっちゃん号」を運行し、町民をはじめ観光客の交通手段の確保・利便性の向上に力を入れたところでございます。

茨城港大洗港区につきましては、首都圏の初の「みなとオアシス」として、町民や観光客が集う交流空間の形成を図るとともに、交通アクセスの優位性を生かし、フェリーやクルーズ客船による人や物が行き交うまちづくりを推進しているところでございます。これまでの官民連携によるクルーズ船誘致の結果、昨年度は「につぼん丸」「ばしふいっくびいなす」など4回の寄港があり、入港歓迎セレモニーのほか、日光等の観光地と連携したイベントを実施してまいりました。

また、サンビーチ海岸において、通年での賑わい創出を図るため、ノルディックウォーキングやフルムーンヨガのほか、クラムセーバー事業などの文化的活動にも取り組み、訪れる誰もが楽しみ笑顔あふれるビーチの実現に向けて力を注いだところでございます。

移住・定住の促進につきましては、相談窓口を設置いたしまして常時相談に応じるとともに、52世帯175人を対象に定住促進奨励金を交付いたしました。また、新婚世帯に対する住居費等に対する助成を行うなど、移住・定住に向けた多様な世代の支援を行ったところでございます。

五つ目は、「活力と賑わいあふれるまちづくり」であります。

豊かな自然環境を生かしながら、観光をはじめとした商工業、農業、水産業の振興のほか、原子力や新エネルギー分野の研究開発支援などに取り組んでまいりました。

産業・観光に係る施策の決算額は、約6億975万8,000円であります。

観光の振興につきましては、おもてなし精神をさらに醸成し、受け入れ体制の充実に取り組むとともに、「大洗あんこう祭」に代表されるイベントの開催を随時実施したほか、観光協会や商店街との連携によりまして、県内外から誘客に取り組むとともに、情報発信と知名度アップにも力を注いでまいりました。特に昨年度からは、地方創生拠点整備交付金を活用いたしまして、大洗駅前広場のリニューアルに合わせ、観光交流の新たな拠点となる「大洗町観光情報交流センター（通称：うみまちテラス）」の整備を開始し、今月中に工事が完了する運びになりました。来月の10日からオープンで、リニューアルされた駅前広場と合わせ、観光の町のイメージアップに寄与していくものと期待をしているところであります。

海水浴事業につきましては、安全対策に万全を期すとともに、環境美化活動やバリアフリー環境の充実に努め、ユニバーサルビーチとしての推進を図ったところであります。前年に比べ、期間前半の天候不良等により、入込客数は対前年度比84.3%となりました。一方で、サンビーチキャンプ場につきましては、近年のキャンプ人気の背景などから、対前年度比108%となったところであります。

商工業の振興につきましては、商工会に対して経営指導等を行うための助成を行ったほか、住宅リフォーム補助や商店街が自主的に取り組む集客イベントや街路灯のLED化に補助を行ったところでございます。

水産業の振興につきましては、栽培・資源管理型漁業を推進するための稚魚・稚貝の放流や、漁業操業の安全対策、漁場の環境保全などの支援を行うとともに、町の漁業協同組合においては国の補助事業として整備する活魚畜養施設等に対して支援を行ってまいりました。さらに、水産物や加工品の品質向上・ブランド化を推進するとともに、県内外におけるイベントなどの販売・PR活動に対して補助を行ってまいりました。

農業の振興につきましては、米の生産調整を目的とした飼料米等の新規需要米の作付けに対する助成を行うとともに、担い手農家への支援等を引き続き実施したところでございます。また、「日の出米」に代表される農産物のブランド化を進めるとともに、大洗農産物まつり、夕日の郷松川において「秋の収穫感謝祭」を開催をするなど、地域の賑わいづくりと大洗産農産物の魅力発信に努めてまいったところであります。

農業基盤の整備につきましては、県と協力しながら、大貫地区の圃場整備事業による農道や用水・排水施設、ため池等の農業基盤の整備、向谷原地区における整備計画等、その調査を進めてまいったところであります。ご案内のとおり、大貫水田の基盤整備につきましては、今年度、ほぼ登記事務まで入れて完成を目指しているところでありまして、次に向谷原につなげていこうという取り組みをスタートしたところであります。

原子力の研究開発の推進につきましては、原子力研究開発の健全な発展と地域振興のため、研究開発施設が立地する4自治体、青森県六ヶ所村、岡山県鏡野町、茨城県東海村および大洗町で設立した「原子力研究開発推進自治体協議会」において、国や研究開発機関との意見交換を行ったほか、関係省庁等に対して要望活動を実施をしてきたところであります。

ご案内のとおり、こうした取り組みのなかで本町のH T T Rにつきましては、規制委員会のほうをクリアして、いよいよ盛って再稼働に向けた環境がだんだん整ってきているのではないかというふうに思っているところであります。早く再稼働にこぎ着けて、活性化が図れること、さらにはまた、今後の原子力の推進に大いにまた貢献できる地域として歩んでいけるように力注いでいく必要があるというふうに思っております。

六つ目は、「ともに力を合わせてつくるまちづくり」であります。

町民とともにつくるまちを目指し、広報・広聴をはじめ、他の市町村との連携や国際交流などに取り組みをしたところでございます。

町民活動に係る施策の決算額は、約9,194万2,000円であります。

地域課題の解決に取り組む「協働のまちづくり」の一環として、「いきいき茨城ゆめ国体」の開催に向け清掃活動や「花いっぱい運動」、各種団体と連携し、実施をいたしました。官民一体となった開催気運の醸成を図ったところであります。

広域連携につきましては、「ひぬまの会」における茨城町・鉾田市との連携を進めたほか、県央地域の9つの市町村による「定住自立圏連携協定」に基づき、水戸市休日夜間緊急診療所に対して共同で財政支援をするなど、自治体間で機能を補完し合いながら地域の安全・安心の確保等にも力を入れてまいったところであります。

自治体間の交流につきましては、国内では新たに青森県風間浦村及び山梨県富士川町と友好都市の協定を締結するとともに、これまで友好都市関係となった自治体とイベント交流を行うなど、県域を越えた交流の拡大に取り組みました。また、海外友好都市としてポーランド共和国のオトフォツク市と友好都市協定を締結し、町内の中学生を派遣するなど、地域間の国際交流を深めたところでもございます。

最後に、ふるさと納税「大好きです大洗寄附金」についてであります。

令和元年度の寄附総額は約6,200万円となりました。今後は、法令・国通知等に即した運営を維持しながら、寄附金の更なる拡充に向け、SNSや各種広報媒体を活用し、PRや返礼品の拡充・サービスの充実に努め、寄附金の効果的な活用・周知を図ってまいり所存であります。

以上、令和元年度の事業概要について説明をいたしました。

次に、これに要した会計ごとの決算について概略を申し上げます。

一般会計決算額は、歳入総額86億2,692万3,000円、歳出総額81億8,912万7,000円で、歳入歳出の差引額は4億3,779万6,000円となり、翌年度への繰り越すべき財源1億23万6,000円を差し引きまして、実質収支額は3億3,756万円でございます。

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入で19億3,607万2,000円、歳出19億3,431万8,000円、歳入歳出の差引額は175万4,000円でございます。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入が1億9,676万6,000円、歳出1億9,601万9,000円で、差引額は74万7,000円でございます。

介護保険特別会計の決算額は、歳入18億1,170万7,000円、歳出17億7,870万2,000円で、差引額は3,

300万5,000円でございます。

公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入が6億1,331万6,000円、歳出が5億9,084万6,000円で、歳入歳出の差引額は2,247万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源752万8,000円を差し引いた実質収支額は1,494万2,000円でございます。

地方卸売市場事業特別会計の決算額は、歳入で932万5,000円、歳出で454万4,000円で、差引額は478万1,000円でございます。

公園墓地事業特別会計の決算額は、歳入が2,036万6,000円、歳出が1,767万2,000円で、差引額が269万4,000円でございます。

東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計の決算額は、歳入が859万2,000円、歳出666万5,000円、差引額は192万7,000円でございます。

最後に水道事業会計であります。水道事業収益は5億3,778万6,000円、水道事業費用は5億4,344万7,000円でありまして、その結果566万1,000円の損失が生じたところでございます。また、資本的収入は3,386万2,000円、対する資本的支出は1億5,672万3,000円でありまして、資金不足額1億2,286万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんをさせていただいたところであります。

冒頭申し上げましたとおり、現在は財政健全化判断比率の数値は健全な範囲にありますが、経常収支比率につきましては依然として高い傾向にありましてですね、行財政改革、できるだけ入るを量り出ざるを為する、そういう効果を上げられるように、効率化の運営を図るための努力をしてくているところであります。さらに、財政構造の弾力性を図っていく努力を積み重ねていく必要があるというふうに認識をしております。

今後、町税をはじめ自主財源は大きな収入増が見込めないのではないかと、また、地方交付税もなかなか大変な環境にあるのではないかとというふうに思っておりますし、電源立地地域対策交付金等々につきまして、できるだけ原子力施設の再稼働と併せて、さらなるこういう交付金の在り方等々について、国のほうの理解を深めながら地域の振興につながる交付金を確保していく必要があるだろうというふうに考えているところであります。将来の財源確保の見通しは非常に不透明なところがあるというようなことを認識しながら、さらに効率のいい行政運営に力を入れていく必要があるというふうに判断をしております。

そのような状況において必要な事業の実施に支障を生じさせないために、受益者負担の見直しの問題とか事務事業の再構築など、一層の行財政改革に取り組み、規律ある堅実な行財政運営に努める必要があるというふうに思っております。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、なお一層のご支援、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

ただいま説明申し上げます令和元年度決算につきましては、去る7月13日から22日までの6日間にわたりまして、田口・今村両監査委員により、詳細なるご審査をいただいたところであります。改めて御礼を申し上げます。

詳細につきましては、お手元の議案書によりまして、ご審議の上、適切なる認定を賜りますよう、

宜しく願いを申し上げて説明を終わらせていただきます。

○議長（小沼正男君） 御苦労さまでした。以上で決算に関する提案理由の説明は終わりました。

次に、監査委員から決算審査報告および意見を求めます。監査委員 田口紘治君。

○監査委員（田口紘治君） 監査委員の田口でございます。

それでは、令和元年度決算審査の経過と結果についてご報告いたします。

初めに、一般会計および特別会計の決算、基金の運用状況について申し上げます。

この審査は、地方自治法第233条第2項および第241条第5項の規定により行ったところでございます。

審査の対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、地方卸売市場事業特別会計、町営公園墓地事業特別会計および東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会の特別会計であります。

去る7月13日から7月22日までの6日間、私と今村委員2人で監査を行ったところでございます。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書および附属書類などについて、関係諸帳簿と照合し、計数の正確性を精査するとともに、関係職員の説明を聴取して収支が適正か、予算の執行が効率的に行われているかなどを主眼に置いて実施をいたしました。

審査の結果、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、附属書類および基金の運用状況を示す書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ計数も正確であることを認めました。

また、予算の執行状況および決算の内容については、適正なものであることも認めました。

決算の概要でございますが、一般会計につきましては、令和元年度の決算額、歳入で86億2,692万3,000円、歳出81億8,912万7,000円でございます。前年度と比較しまして、歳入で1億3,870万7,000円の増、歳出で2億345万2,000円の増となっております。差引額は4億3,779万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源1億23万6,000円を差し引いた実質収支額は3億3,756万円となっております。歳入の主なものは町税が28億34万7,900円、国庫支出金が14億5,320万7,000円、地方交付税が12億4,057万5,000円等となっております。

歳出を目的別に見ましたところ、増減なんですけど、まず町道の整備事業および都市再生整備計画事業による増によります土木費が前年度と比べまして3億6,536万1,000円の増となっております。

それから、南小中学校の共用体育館の事業が完了したことによります教育費が3億7,970万7,000円の減となっております。

財政状況なんですけれども、普通会計決算から外観いたしますところ、財政力指数につきましては前年度と同指数の0.72となっております。一方、経常収支の比率につきましては95.8%で、前年度と比較しますと0.1ポイント減となっております。更なる財政の硬直化が懸念されるなか、より一層の経常経費の削減等に努められたいと思います。

また、公共施設につきましては、長寿命化計画等をもとに計画的に改修を行い、適切な維持管理に努められたいと思います。

なお、実質赤字比率、連結赤字比率、それから実質公債費比率、将来負担比率および資金不足比

率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準の範囲内で推移をしております。

次に、特別会計にまいります。

国民健康保健特別会計ですが、歳入は19億3,607万2,000円、歳出19億3,431万3,000円となっており、前年度と比較しまして歳入で1億2,363万1,000円の減、歳出で1億2,415万8,000円の減となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出でございますが、歳入1億9,676万6,000円、歳出1億9,601万9,000円となっており、前年度と比較しまして、歳入で1,138万9,000円の増、歳出で1,204万7,000円の増となっております。

次に、介護保険特別会計でございますが、歳入で18億1,170万7,000円、歳出で17億7,870万2,000円でございます。前年度と比較しまして、歳入で1,104万7,000円の減、歳出で1億71万6,000円の減でございます。

次に、公共下水道事業特別会計でございますが、歳入で6億1,331万6,000円、歳出で5億9,084万6,000円で、前年度比較で、歳入で4,144万6,000円の減、歳出で4,310万3,000円の減となっております。公共下水道事業の普及率でございますが、磯浜地区、これはひじり保育園の周辺でございますが、その管渠の整備が整いましたことによりまして55.7%となっております。水洗化率につきましては、公共下水道への接続が増えたことによりまして65.8%となっております。

次に、卸売市場事業特別会計でございますが、歳入932万5,000円、歳出454万4,000円となっており、前年度と比較しまして歳入で37万9,000円の増、歳出で138万9,000円の増でございます。

次に、町営公園墓地事業特別会計でございますが、決算額、歳入で2,036万6,000円、歳出で1,767万2,000円でございます。前年度比較で、歳入で202万5,000円の減、歳出で245万3,000円の減となっております。

次に、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計でございますが、歳入で859万2,000円、歳出で666万5,000円でございます。歳入につきましては、前年度比12万5,000円の増、それから歳出につきましては77万4,000円の減となっております。

次に、基金の運用状況でございますが、財政調整基金など22件ございまして、決算年度末の現在高は15億6,081万9,000円となっております。

次に、水道事業会計でございます。

この審査は、地方公営企業法第30条第2項の規定により行ったところでございます。

審査に当たりましては、決算書、附属書類などについて関係諸帳簿と照合し、計数の正確性を精査するとともに、関係職員の説明を聴取して経営成績および財政状況が適正に表示されているかなどを主眼に置いて実施をいたしました。

審査に付されました決算書および附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ計数も正確であり、経営成績および財政状況を適正に表示しているものと認めました。

業務の実績でございますが、給水件数7,906件で、前年度比較6件の増となっております。ちなみに給水人口は1万5,219人でありました。

有収水量は233万7,500立米、前年度と比較しまして9万2,307立米の減となっております。

決算の状況でございますが、収益的収支につきましては、水道事業収益が5億3,778万6,000円、水道事業経費が5億4,344万7,000円でございます。その結果、566万1,000円の資金不足となり、繰越利益剰余金等で補てんをしております。

また、資本的収支につきましては、収入額が3,386万2,000円、支出が1億5,672万3,000円となり、資金不足額1億2,286万1,000円は、過年度分損益勘定留保金のほうから補てんをしております。

最近ですね、節水型家電の普及や人口の減少等によりまして、一般家庭での使用水量が減少傾向にございます。また、施設の多くが経年劣化等による修繕、更新の時期を迎え、多額な費用を要しております。水道事業につきましては、厳しい環境が今後も続くものと予測されます。水道料金の見直しを含め、引き続き経営の合理化・効率化による経費の節減を努められたいと思います。

次に、財政健全化判断比率および公営企業会計資金不足比率の状況でございます。

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により行ったところでございます。

審査に当たりましては、健全化判断比率および資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施をいたしました。

審査に付されました健全化判断比率および資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていたものと認めます。

詳細につきましては、審査意見書をご覧くださいと思います。

以上、簡単ではございますがご報告とさせていただきます。宜しく願いいたします。

○議長（小沼正男君） 監査委員による決算監査意見報告が終わりました。田口監査委員、御苦労さまでした。

続きまして、議案第56号から議案第64号までの令和元年度一般会計歳入歳出決算および特別会計歳入歳出決算については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託し審査を行います。宜しく願いいたします。

---

#### ◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第4、議案第65号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第65号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するため、人事院規則が改正され、防疫等作業手当の特例が設けられたことに鑑みまして、本町の感染症防疫作業手当に

ついても同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うというものでございます。

主な改正の内容といたしましては、対象者の搬送等の新型コロナウイルス感染症に関する緊急の作業に従事した場合に、感染症防疫作業手当を支給するという内容のものでございます。

以上が議案第65号の説明でございますが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第65号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 2点ほどお尋ねをしたいと思います。今回このコロナという非常に厳しい感染症が蔓延しておりますけども、これを運用するに当たって確認をしたいというのは1点であります。と申しますのは、その感染症にかかっているかかかってないかということ、相手がわからない時に、救急隊の人たちがそこに行って感染してしまった。感染のこういった手当というのが後から出る。そういう形なのかどうかと、感染症として果たしてわかったところに安全に行けた、きちっとできるのかと、この辺の労働条件というか、本来の実際の活動フローはどのようになっているのか。相手が完全に感染症ということがわからない事態の場合、なおさらここで確認をしたいのは、その方が感染症にかかってしまったと。行ってから感染症だというのがわかったと。かかってしまったと。その時には、労災適用になるのかどうかも含めて確認ができる段階で結構ですから、どういう流れでここが適用されるのか。これは、あくまでも何もない時に相手が、例えばコロナであったり、いろいろな感染症であることに対して準備をしていくというのができると思います。でも、救急の場合には、果たしてそれが可能なのかどうか、そういうその現場の安全性という意味では、これの制度があるからということとはまた別だと思っておりますが、このあたりはどのように担当者としてお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問に、まず法制の立場から申し上げたいと思います。

まず、提案理由のほうにも申し上げたとおり、対象者の搬送等とございました。対象者というのは、ここで申し上げますと、新型コロナウイルスに感染している者、もしくは感染が疑われる者というように規定してございますので、搬送した患者さんがですね結果的に感染が認められ、陽性が出た、陰性が出たにかかわらず、疑いのある者に関してはこの手当の対象にするということでございます。

職員の安全面等に関しまして、詳細については消防長のほうから説明をいただければと思いますけども、仮に搬送の体制はですね、防護服を着て、十分な安全対策を講じた上で、もちろんこの作業に当たっていただくというのはもちろんなんですけども、仮にその作業が原因でですね職員のほうが新型コロナウイルスに感染したという場合は、当然、業務に関しての作業でございますので、業務命令として行うものでございますので、当然労災のですね対象になるというふうを考えております。以上です。



○議長（小沼正男君） 消防長 内藤彰博君。

○消防長（内藤彰博君） 坂本議員の質問についてお答えをさせていただきます。

今、総務課長のほうからお話があったとおりですね、そのとおりでございます。装備の件ですか、安全対策ということで、救急隊はですね、まずヘルメット、ゴーグル、マスク、そして手袋、上着、下着、シューズカバーと万全の体制で出動はしております。ですから、感染に関しては、ないと、濃厚接触者にも当たらないというような装備で行きますので、その安全対策としては安全かなと思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 多分今のご答弁で普通は納得するんだろうと思うんですよ。私が聞きたいのはですね、現場の人たちが、果たしてそこまで準備をしてそこに行かなきゃならないような病気だということがわかっていない場合ですよ。こういう場合どうなのか。例えば一つ、全然関係ありませんけど、昔のJCOの問題、とにかく救急車呼びました、救急班呼びました。皆さん、救急隊行きましたと。気がついたら皆さん被ばくしてたという、そういうことがありましたよね。それと同じように、そこに救急で行った場合に、果たしてそれが感染症なのかどうかわかんない場合、私はその手当がいいとか悪いとかの問題じゃなくて、現実的なところは、どのような形でこれを適用できるような状況が生まれるかと、そこをたずねたかったんです。ですから、実際、救急隊の皆さん、本当大変だと思うんですよ。もう、すぐに行かなきゃならない、すぐ助けてあげなきゃいけない、命を守らなきゃいけない。しかし、そこでその感染症かどうかわからないというそのクエスチョンの時に、どのように活動するか、この問題が一番私は担保しなきゃならない、救急隊員の皆さんに対する私は義務だろうと思うんです。このあたりは、この条例とはまた直接違うかもしれませんが、どのようにお考えで、この条例をそこに適用するか、そういう質問の趣旨なんですけど、何かあれば答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 消防長 内藤彰博君。

○消防長（内藤彰博君） ただいまのご質問でございますけれども、私の説明不足で申し訳ございません。救急要請あった場合に、今現在もですね、先ほど説明した万全の体制で、どんな救急でもその体制で出動はしております。

○11番（坂本純治君） 今、全部に。

○消防長（内藤彰博君） はい。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ということですね。もう完全防備で今からずっと行くということで、理解いたしまして、終わります。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） こういう条例を作らなければいけないんだろうなというふうに思いますが、その感染症の患者、または疑いのある者ということで、この感染症の患者という、感染症に感染しているというものを決定しなきゃいけない。これを決定するのはお医者さんがやるわけですけども、

大洗のなかでその感染症を判断する、そういう体制というのは、この条例と併せてどういう形で構築されていくのか伺います。

○議長（小沼正男君） 消防長 内藤彰博君。

○消防長（内藤彰博君） ただいまの議員のご質問でありますけれども、判定基準ですね、こちらのほうはですね一応、茨城県救急業務高度化推進協議会というものがございまして、ここに危険度の評価表がありまして、それに該当したものについてコロナウイルス、または疑いというような判定基準がございまして、このチェック表があるんですけれども、幾つかちょっとご説明させていただきます。4日以内に37.5度以上の発熱があった場合、あと感冒症ですね。風邪の諸症状があったとか、あと呼吸困難、あと、強い倦怠感ですか、こっちの訴えがあった場合と。あと、またはですね味覚障害等、嗅覚、においのほうですね、こちらの異常が訴えがあったもの、そして4週間以内に新型コロナウイルス陽性者、また、疑い者と接触歴があるということで、また、海外渡航歴ですか、こちらのほうの移動歴がありと。また、新型コロナによる閉鎖、医療機関のですね制限解除予定以前の入院がある場合、受診歴があった場合、こういったものにチェックがあつて、患者、また、家族ですか、こういったのが疑いがあつて、これで判定をするということでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 対象者は、ほとんどが疑いのある者というような、そういうに受け止めましたが、感染症の患者ということ判定する場合は、やっぱりPCR検査などを受けてね、しっかりと検査を受けて判断をしていかなきゃならないと思うんですよね。大洗町のなかでは、そのPCR検査を実施する体制がないわけですけども、今後そういうものも含めて考えているのか伺います。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） では、菊地議員のご質問にお答えをさせていただきます。

PCR検査の今後の状況ということでご説明をさせていただきます。

今、これまでは一定の発熱、37.5度以上の発熱が一定期間続いたり、極度の倦怠感があった場合に、専門的な帰国者・接触者相談センターのほうを受診をして、そこで検査を受けるという流れが主だったわけでございますけれども、今後その検査の窓口を増やす、機械を増やすということで、現在、県のほうでも各医師会さんの協力を得ながら、その検査機関を増やしていくという取り組みをしておるところでございます。この県央地区、水戸医療圏につきましては、水戸市医師会様、また、笠間市医師会様、県央医師会様、その3医師会の協力のもとに、茨城県と水戸市のほうでPCR検査センターを立ち上げるということで、来週月曜日以降、運営が始まるということで、こちらを完全予約制という形で、こちらの通常、病院さんにかかっていたら、その病院さんの先生の判断のもとで、これは検査を受けたほうが良いというような判断がなされた場合には、即その検査センターのほうに連絡を取って予約をしていただいて、完全予約制で、その指定された日にちに指定の場所というのが県の中央保健所の裏手の所にドライブスルー方式で、車から降りないで検査が受けられるというような形での体制を整えるということになってございます。これは県央地区だけではなくて、県内9つの保健所管内でそれぞれにそういった形でのPCR検査センターを立ち上げる

ということになってございます。7月末の段階で大体一日当たり500件程度のPCR検査実施というほどの体制であったものを9月末までには県内全部で一日当たり1,100件まで最大PCR検査が受けられるような形で拡充をしていく、そういう形で対応のほうがなされるということでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第65号 大洗町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第66号 大洗町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第66号 大洗町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、平成30年度介護報酬改定により設けられた居宅介護支援事業所における管理者の要件について、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等、やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者にできるとするものであります。介護支援専門員を管理者に委ねることができるというものであります。

また、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日を期限として設けられていた主任介護支援専門員の設置に関する経過措置期間を令和9年3月31日まで延長するという内容でございます。

以上が第66号の説明でございますが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第66号 大洗町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） いわゆるケアマネージャーさんでよろしいんでしょうか、ちょっと私この

辺のところよくわからないのはですね、主任介護支援専門員と単なる介護支援専門員、この違いなんですけれども、どのようなその法的根拠もあった違いなのか、仕事の内容がどのように違うのか、まず1点最初にお尋ねをしたいと思いますので、お願いします。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃいますとおり介護支援専門員というのは、一般的にいわれるケアマネージャーのことでございます。ケアマネージャーと主任ケアマネージャーの違いですけれども、一般のケアマネージャーの資格を取った上で、更に業務日数、年数を積んだ上で、管理者としての資格を有するためにまた認定を受ける必要がございます。それで県知事からの認定を受けた方が主任ケアマネージャーとして事業所の管理者になれる、そういった違いがございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） はい、わかりました。ありがとうございます。その試験を受けて、いわゆる上級職になるという形になりますね。そうなりますと、現状の例えばその主任、ケアマネージャーの主任なのか、現状のこの大洗町のなかで、例えば幾つか特養があったりしています。そこにもケアマネージャーさんが直接、直接そこには本来は違うんですが、独立性が非常に高い仕事なんですけれども、そこについて組織としてのその主任というものが付くのは、どういう場所で、どういうような組織体なのか、ちょっと私その辺のところはわからないんですね。例えば、特養なら特養でありますけれども、そこで管理者としてやる場合に主任介護員が必要だと。そこはどのような、今、現状がどのようになっているかお尋ねを再度したいと思います。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 再度のご質問にお答えいたします。

ケアマネージャーが必要な事業所というのは、こちらにもございますように、居宅介護支援事業所でございます。要するに介護を必要とされる住民の皆さんにプランを提供するのがケアマネージャーの仕事です。それは一般の職員でもできるんですけれども、主任ケアマネージャーというのは、その事業所が存在するところの管理者になります。大洗町には今現在5カ所の居宅の事業所がございまして、全国的には不足しているのではございますけれども、大洗町に関しては各5カ所にきちんと5人の主任ケアマネージャーがついている状況でございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。結局ですね、そこにその主任がいるかないかっということ、現在はいらっしゃるんですか、皆さん。いない場合は、その主任がいなくてもなれるという、そういう条例でよろしいんですね。了解しました。終わります。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） ちょっとお尋ねします。坂本議員のあれになりますけれども、主任介護支援専門員の場合は、このケアマネージャー取るには3年以上の経験がないと取れないというあれがあったと思いますけれども、もしも介護支援専門員が管理者になった場合に、研修に行くのか行かないのか

ちょっとお尋ねしますが、この主任を取るには研修に行って勉強をして試験を受けて、それで取ると思うんですが、いかがですか。すいません、お尋ねします。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 勝村議員のご質問にお答えいたします。

当然、主任ケアマネの資格を取るには経験年数を積んだ上で、研修に行って資格を取ります。さらにその資格も更新をする必要がございますので、何年かに一遍、きちんと研修を受けて主任を継続する。その研修を受けないと一般のケアマネに格下げといっては失礼ですけども、下がってしまいます。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） そうするとね、これ不具合が起きないかなと思ってるんですよ。管理者になるのに、正式からいうと主任介護支援員が管理者に移行なるということなんで、もしも介護支援員が年数たたなくていなかったということで、なれるのかなれないかちょっとお尋ねしますが、その点、課長いかがですか。すいません、経験がなくてということで、2年ぐらいで、あと経験者がいないということになった場合には、どのような処遇で処置をとるのか、ちょっとお尋ねしますが。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 再度の質問にお答えいたします。

原則、事業所の管理者は主任がつかないということが大原則なんです。ただ、その経過措置として令和9年の年度末までは、もしその主任ケアマネの確保がどうしても難しいということで市区町村長が認めた場合に限り、一般のケアマネージャーさんが管理者をすることができるという経過措置でございますので、その辺、極力事業所としては主任のついているケアマネージャーさんが欲しいところではありますが、やはりそこが確保できなかった場合の経過措置という形でございますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございました。十分にね気をつけてやっていただかないと、人をみるのでね、その点の処遇はきちんとお願いしたいなと思っておりますし、今、介護施設もね大分人員が確保するのが大変だということなんで、十分に監視のほうをしていただけて宜しく願いしたいなと思っておりますけども、要望で終わります。

○議長（小沼正男君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第66号 大洗町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第66号は、原案のとおり決しました。

ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は11時を予定しております。

（午前10時52分）

---

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

---

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 日程第5、議案第67号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第67号について、提案の理由をご説明いたします。

令和2年度一般会計補正予算第5号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,780万2,000円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ108億315万5,000円とするものでございます。併せて、地方債の補正をするものでございます。

4ページをお開きください。

第2表の地方債の補正でございます。農村地域防災減災事業債につきましては、県営事業である大貫地区の水田の農業用ため池である大貫池整備事業に係る町負担分の財源といたしまして、借入限度額60万円を設定するものでございます。

道路整備事業債につきましては、前原地区の町道整備に係る経費の財源といたしまして1,350万円増額し、借入限度額を5,510万円とするものでございます。

都市計画事業債につきましては、駅前海岸線ポケットパーク整備事業および駅前広場整備事業の社会資本整備総合交付金の内示額の増に伴いまして、借入限度額710万円増額し、4,550万円とするものでございます。

続きまして、歳出の主な補正内容についてご説明いたします。

8ページをお開きください。

全般的なことといたしましては、議会費をはじめ給料と職員手当等の人件費につきましては、職員の人事異動による増減調整でございます。以下、これらにつきましては省略をさせていただきます。

9ページをご覧ください。

総務費の防災費につきましては、広域避難計画の策定及び防災体制の検討を進めるため、原子力

災害時の行動等に関するアンケートを実施する経費といたしまして81万8,000円を追加計上するものがございます。財源につきましては、77万7,000円が県支出金で賄われます。

特別定額給付金事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症が町民にもたらす影響の長期化が見込まれるなか、国の特別定額給付金の基準日以降に出生した新生児を抱える世帯の経済的負担を軽減し支援するため、4月27日の翌日から令和3年3月31日までに生まれた新生児の保護者に対し、新生児1人につき新生児特別定額給付金10万円を支給する経費として、通信運搬費と合わせて751万円を追加計上するものでございます。

下段をご覧ください。

賦課徴収費の過年度過誤納金還付金につきましては、新型コロナウイルスの影響による法人各社の業績悪化により法人税割額の減少が見込まれ、予定申告によりまして既に納付済みの法人税割の還付が見込まれるために299万円を追加計上するものでございます。

10ページをお開きください。

港湾振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして海の月間イベントおよび外国クルーズ船の入港歓迎イベントが中止となったことによりまして、事業費の435万4,000円を減額するものでございます。

下段の地域づくり総務費につきましては、町内に点在する空き家増加の抑止や利活用の促進を図るため、空き家・空き店舗の所有者に解体費用やリフォーム費用に要する経費の一部を支援する「空き家解体及び利活用補助金」として500万円を追加計上するものでございます。

11ページ中段でございますが、民生費の国民健康保険繰出金につきましては、職員の人事異動による人件費相当分45万7,000円を減額するものでございます。

介護保険事業費につきましては、介護保険法の一部改正によりまして、既存の介護療養型医療施設が介護医療院に転換するよう指針が示されたことによりまして、本年度、医療法人渡辺会が実施する改修事業が県の補助制度である地域医療介護総合確保基金事業補助金の対象となったことによりまして3,902万5,000円を追加計上するものでございます。財源につきましては、全額県支出金で賄われます。

下段の衛生費保健衛生総務費につきましては、管理栄養士の産休に伴いまして、令和2年12月から令和3年3月までの代替職員の報酬及び通勤手当といたしまして76万6,000円を追加計上するものでございます。

12ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症対策基金費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として磯浜女性会様よりいただいた寄附金20万円と、先に説明させていただきました港湾振興費の減額分435万4,000円と合わせまして455万4,000円を新型コロナウイルス感染症対策基金へ積み立てるものでございます。

同じく12ページ中段でございますが、斎場管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、大洗町斎場のトイレの蛇口を非接触型の蛇口へ改修する経費として90万円を

追加計上するものでございます。

13ページの上段でございますが、農林水産業費の農業振興費につきましては、二つの事業について計上させていただきます。一つ目は、地方債補正の際にご説明申し上げました県営事業である大貫地区の水田の農業用のため池の大貫池整備事業の負担金として150万円を追加計上するものでございます。二つ目は、6月補正でも計上いたしました産地パワーアップ事業補助金につきまして、新たに1件の事業者が該当することになったために679万円を追加計上するものでございます。財源につきましては、全額県支出金で賄われます。

下段の商工費商工振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、売り上げが大きく落ち込んでおります宿泊事業者への支援策として、宿泊需要の創出を図るため、宿泊者への宿泊料金割引制度を実施する宿泊促進事業補助金として、広告掲載委託料を合わせて5,000万円を追加計上するものでございます。財源につきましては、一部県支出金で賄います。

14ページをお開きください。

中段の土木費道路新設改良費につきましては、地方債の補正の際にも触れさせていただきましたが、前原地区開発区域に接道する町道整備を実施するために、工事請負費といたしまして1,500万円を追加計上するものでございます。また、道路用地購入代につきましては、現在事業を進めております関根祝町線整備事業において、社会資本整備総合交付金の内示額の増に伴いまして100万円を追加計上するものでございます。財源につきましては、国庫支出金55万円の一部が賄われます。

下段の都市計画総務費の駅前海岸線ポケットパーク整備工事請負代につきましては、イベント開催時に新鮮組等のキッチンカーや移動販売車が乗り入れができるよう、インターロッキングを歩道用から車道用へ変更したこと、常設電源BOXの設置など公園整備内容の見直しに伴いまして780万9,000円を追加計上するものでございます。財源につきましては、社会資本整備総合交付金内示額の増に伴いまして、国庫支出金520万4,000円、地方債710万円を増額するものでございます。

消防費の常備消防費につきましては、先の議案でも説明いたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症に関して防疫等作業手当の特例制度が設けられたことによりまして、まん延防止のため、作業に従事した職員の特例勤務手当といたしまして75万6,000円を追加計上するものでございます。

下段の教育費学校財産管理費につきましては、国が進めておりますGIGAスクール構想の実現に向けて、先の6月議会においてネットワーク環境整備について議決をいただいたところでありますが、今回、情報通信機器購入代および情報通信機器設定委託料等、合わせて6,443万1,000円を追加計上するものでございます。財源につきましては、国庫支出金3,321万円の一部が賄われます。

続きまして、外国語指導助手派遣業務委託料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、JETプログラムで招致予定のALTが来日不可となったことによりまして、そのための人材を確保できる派遣会社に委託するために673万2,000円を追加計上するものでございます。

16ページをお開きください。

小学校費および中学校費の学校管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休業に伴いまして未実施となっている学習を補うため、本来の夏季休業期間に授業日を設



けることとなったため、非常勤講師および特別支援員の報酬および職員手当分の増額と、小学校の支援を要する児童が増えたことから、中学校費から小学校費への組み替え分として、これらを合わせて小学校費277万8,000円を増額し、中学校費70万円を減額するという内容でございます。

5ページにお戻りいただきます。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、国庫支出金8,700万2,000円、県支出金で7,272万8,000円、寄附金の20万円、繰入金で1,545万7,000円、繰越金2,121万5,000円、町債2,120万円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1,780万2,000円を追加するものでございます。

以上が議案第67号の提案理由でございます。詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な通議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第67号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。11番 坂本純治君。ページ数でお願いします。

○11番（坂本純治君） 坂本です。宜しくお願いします。

まずですね、9ページの過年度納入金還付金についてなんですが、1点はですね、もう1点は、GIGAスクールにつきまして、現状の流れをちょっと確認をしたいなというふうに思っております。

まず1点目のほうから質問させていただきます。

この過年度の、いわゆる還付金ですけども、いわゆる1年分の先払いをするわけですね。それが決算が、多分これ、会社でしょうから決算があつて、内容が良くなかったんで、またはその経費がいっぱい出ちゃったとか、還付されますと。この還付金というのは、多分コロナに準じたものが結構大きいんだろうと、売り上げ減少だとか。これは何社でしょうか。と申しますのは、ここから弾き出されるものが来年度、3月以降の新年度に向けた多分予算編成に関わってくるんだろうと、いわゆる町税がどのぐらい減っていくという見込みがここでね私は算定、ざっくりではありますけども推計できるだろうと。何社でしょうか。そして、どのぐらいの金額なのか、その会社の規模によって違いますが、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 税務課長 五上裕啓君。

○税務課長（五上裕啓君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

今回の還付の対象となる法人は、宿泊業、飲食業、小売業を中心に約50社でございます。こちら事業年度が令和元年4月から令和2年6月前後のものでございまして、1月から3月中に中間納税をしていただいているところでございます。金額にしますと224万6,200円となっております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。50社、その大小色々あると思いますが、ほんの数カ月、半年ぐらいのなかで、ここだけもう還付しなければいけないということは、来年の見通しを考えた時に、何百社あるかわかりません。または個人事業主は12月末でやりますから、ほぼ1年間、来年度になりますけども、そこについてやはり、多分町長が本当に心配されているように、このコ

ロナ関係で経済の減収、または地方税の本来の減収がくるだろうと。それゆえ市町村議長会のほうで、全国の、国のほうにいろいろな陳情をすると、そういう流れになったんだろうとは思いますが、国のほうも多分そうはやはりお金もないだろうと。税収は上がるはずがありません。GDPが27%減ですか、そのぐらいになっているこの半年でありますから。そこで推計をして、是非です。来年度の予算編成、こういったもの、私たちも参考にはいたしますけども、やはり非常に厳しいというのがわかる、そういう数字だろうなというふうに思って質問した次第であります。

2点目にいきます。GIGAスクール、これ何度か質問させていただいたり、答弁もいただいておりますけども、全員協議会でもやりましたけどもですね、一番の問題は、今まで私が質問をしてなかった問題。というのはですね、ハードとしてのタブレットが皆さんに行き渡る。行き渡った後の使い方をどのようにされるかというのはね、今後、家庭学習に使う、貸与をする、そのなかでの色々な諸問題は出るでしょうが、それは大きな問題ではなく、そのなかで現実的に今の子どもたちは学校の授業時間が確保できていない。今回これをGIGAスクールの、国のほうの制度で5年間のうちに全部やりなさいというなかで段階的にやってきて、今回予算があるので全部やると。そういうなかにおいて、これを今回のですね、その授業時間の確保のために使えるのかどうか。また、使う考えがあるのかどうかで、ここまで全部のタブレットを一人一人に貸与するのか、このあたりの質問に対して何か答弁がありましたら具体的にお願いをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 坂本議員の質問にお答えをいたします。

GIGAスクール構想につきましてはですね、今回ハードのほうの設置ということで、高速のネットワークの整備と併せまして1人1台端末の整備をご提案させていただいたところでございます。

このGIGAスクール構想に関しましては、当然ハードだけではなくてですね、ソフトと指導体制というその三つがですね、ハード、ソフト、指導体制、これが三つ組み合わせりまして初めて動き出すというような構想でございます。

そのソフトに関しましては、デジタル教科書をやったりとかですね、デジタル教材のコンテンツなどを使った学びの充実を図る目的がございます。また、さらに指導体制に関しましては、ICT支援員であったりとかですね、そういった人員の配置をしまして、先生方が使いやすいような、あとは学習の面におきましてスムーズな学習の支援ができるような体制をとるといったような目的がございます。そのソフト面に関しましてはですね、クラウド型の学習支援ということで導入を検討しているところであります。学校での通常の活用のほかにですね自宅学習にも対応できるように、クラウド型の学習支援ソフトを使ってですね、個人のアカウントを取得しまして、オンラインで自宅にいながら学習支援ができるような環境を整えていく予定でございます。

また、指導体制につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ICT機器の導入に併せましてですね、先生方において現在ですね研修を重ねているところでありまして、現在においては、ほとんどの先生がですねICTを活用した授業ができるところまできている状況でございます。

またですね、学習指導要領の改正に伴いまして、今回これからですねプログラミング教育だった

りとか遠隔の授業だったりとか、そういったところも入ってまいりますので、なお一層です先生方のスキルアップを図っていくというような考えでございます。

また、今回の臨時休校に伴った自宅での学習がなされたところでございますけども、その間ですね、将来的には双方向のですね遠隔授業を行った上で学習が進められるような環境を整えていけばですね、それが最終的な将来の目標でありますけども、そこにいくまでのですね先生方の研修であったりとか、更なるソフトウェアの導入であったりとか、そういった部分が必要になってまいりますので、そのあたりは今後の検討課題として対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。非常にね現場の方々から聞きますと、今のその授業時間の確保だけではなくですね、今一番の問題って何かわかりますか。1年生ですよ。入学した子どもたちがすぐに休みに入って、全然社会性が育っていない。その子どもたちを、このGIGAスクールがあるからといって、じゃあできるかっていうと、まず不可能ですよ。こういうところのその手すみを、教育を今、本来でなければいけない。先ほどちょっと私、質問には出しませんでしたけども、社会教育費が若干どこが減っているか確認はしておりませんが、学校教育だけではなくですね、やはり補完として社会教育のなかでそういうところまでやっていかないと、今後のね、この今の子どもたち、今育っているこの1年生から3年生ぐらいの、4年、5年、6年あたりになればある程度自宅学習ができるような、少しは素地ができ上がっている。しかし、1、2、3年生は非常に厳しい。基礎的な基礎の基礎をやっている事態、ここのところにやはり学童に来ている子どもたちを見ていると、1年生の社会性が全然育っていない。本当に宇宙人になっているという、ちょっと悪い言い方ですけども、なかなか話を聞いてくれない、物が書けない、実際に学習もしている時間がない、こういうところも含めて、このGIGAスクールはどんどんやっていくのはいいことだろうとは思いますが、そのほかの教育という面、話はちょっと長くなりますけども、余談になります。その昔、ゆとり教育というのがありました。ゆとり教育の人たちのほんの何年かの人たち、どういうその変化が出た。教育ってそのぐらいに大事なんですよ。ちょっとしたその角度の違いで、その学年が全部変わってしまう。多分、今の子どもたち、1年生、2年生、3年生あたりも含めて、今後の学習能力も含めてですけども、社会性も全て含めてやはりきっちりとやはりやっていかないと、私たち、子どもたちがかわいそうなんじゃないかなと。ここにはもう少し予算を割ってでも、いろんな形で、社会教育のなかも含めてやっていくべきだろうと、そのようにちょっと感じて、私の意見も入りましたけども、質疑からちょっとずれましたが、その辺の考え方をさせていただきます。

あとはその学校の先生方がですね、ここに研修費40万円ほど出ております。40万ぐらい、ぐらいというとおかしいんですが、十分なる研修ができるのか、それを十二分に活用してGIGAスクールで、十分に活用して子どもたちが十二分なことができるかという、なかなかできないと思う。そこにはやる気がなければできないですし、集中力の時間もどのぐらいもつかも何とも言えない。個人差があります。こういったものも含めてね、どのように本当に考えているか、私、教育長にちよっ

とそこお尋ねしたいんですけども、今の子どもたちの本当に私かわいそうだなと思うのは、今の入ったばかりの子どもから含めて、学校に十二分に来れない、夏休みも短かった、さらにまたコロナ問題でまた休みになってしまった、こういうところも含めて、今の全体的なものをこの予算からどのように導き出すのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 教育長 飯島郁郎君。

○教育長（飯島郁郎君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

G I G Aスクール構想でたくさんの予算を計上してご理解をいただいでいくように提案をしておりますけども、新聞報道とか社会の報道も、どうしてもG I G Aスクール構想というと、1人1台子どもたちにタブレットを配ると、そのことが全面に出ていて、あくまでも議員ご指摘のように、タブレットは一つの道具、用具ですので、教育の根幹がそこでじゃあ1台ずつ配れば解決するかというと、そういうことではないのかなというふうには理解をしております。

ただ、これからの社会を生きていく子どもたちに、I C T教育全体を含めて、こういうタブレットの操作ができて、こういう視点で教育の面も含めて社会のなかで使っていける能力を育てていかなければならないというのは、これはもうこれからの世の中を考えた時に、どうしても必要なことですので、こういう構想が浮かんできたのかなと。

併せて、コロナ感染症対策の一環として、小学校6年生、それから中学校3年生は中学進路、高校進路の問題がありまして、今年に限っては緊急的に学校での対面授業が休校が続いてできないので、動画配信をして自宅でもそういう能力を育てる、授業に代わったものができればということで、ちょっとそこがクローズアップされ過ぎているかなという感じは持っております。

一つご指摘のように、学校教育の基本は、やはりそういうI C T教育の推進と併せて、やはり対面授業の中で、例えば先ほど1年生のご指摘がありましたけども、小学校1年生、本当に生活づくり、学級づくりのなかで集団生活に入っていく年齢でございますので、正直1年生にタブレットを配れば、そういう能力がつくかということ、そういうことはないとも思っております。むしろ、タブレットを活用した授業よりは、対面授業や学級のなかで先生とお友達等とのふれ合いのなかで、そういう素養を培っていく年齢層かなというふうにも思っておりますので、そこは学校のほうも十分心得ていまして、休校中はなかなか難しかったですけども、この後24日から2学期が始まりますけども、その部分は十分子どもたちに、人と人との関わりということを大事にしながら授業を進めていただくように校長会等でもお願いをしております。

それから、県でI C T推進協議会のようなものを作ってまして、これは1人1台配るということと併せて、じゃあ配って、それをどのように活用して、どのように授業のなかで生かしていくかという、そちらのほうにやはり力を入れるべきだろうということで、大洗町も含めて44市町村がそういう協議会に参加をしようということになっております。

それから、まだ公表はできませんけども、大洗町でもこのタブレット導入に併せまして、県内のある高等機関と連携をさせていただきまして、そこから専門家のサポートを受けて学校のなかでそういう子どもたちが使う教材とか指導方法とか、そういうサポートを受けられるような話を今進め

ているところでございます。ほぼ実現するかなと思いますけども、これは業者じゃありませんので、経費的には本当にかからないでそういうサポートがいただけるという、そういう準備もしている中でございます。

ただ、最初に議員ご指摘のように、ICT教育でタブレットを配って、そういう能力を生かすということは一つの大きな課題としてこれから十分取り組んでいくわけでございますけども、その前提となる基本的な学校教育の在り方としては、ご指摘いただきましたように、やはり対面授業を中心にした子どもとの友達づくり、先生との授業を通した学級づくり、そういうなかでいろいろな教科学習能力以外のそういうものをやはり培っていく必要があるのかなというふうに思っておりますので、2学期からそういう方向で対応していきたいと、そのように考えております。宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。教育長の教育にかける熱心さというのは、十二分に私も長年見させていただいておりますのでよくわかりますし、大洗小学校から大洗第一中学校が一時荒れた時の立て直しというのもやられて、今は本当に良くなりました。こういうその流れを経て、今のこのコロナの問題があって、またさらにここで立て直しをしなければいけない。非常に難しい局面だろうとは思いますが、ただ、子どもの1年生、2年生というのは、やっぱり一番大切な基礎能力を培う時期ですから、私はここにはですね、前から言ってますけども、加配で、加配が少ないのであれば、私は町単独でもやはりここはですね、ティームティーチングを十二分にやって、少人数学級にするか何かで短期的でいいと思います。私は長期的には、いろんなその学校教育の問題は先生方がプロですからやってらっしゃると思いますので、しかし、今回のこの短期的なものだけは、私は意を用いていただきたいなというふうに思って、このGIGAスクールのほうは質問を終了したいと思います。ありがとうございます。終わります。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 10ページの昨日全協で説明いただきました空き家解体しようということでお尋ねしますが、昨日の説明のなかで、大きいレジユメのなかで空き家の利用に当たって困っていることという項目の中で、解体したいが解体費は支出できないということで、費用としては500万なんで、プラスアルファ、利活用した場合には20万プラス50万、10棟分しかちょっと計上してありませんので、もしもね、これが大洗で出した場合に、一応解体費用がなくて解体できないという方が31件ありますけども、もしも、全員ではないと思いますけども、20件ぐらい出てきた場合に、費用としては足りない感じがあるんですが、まちづくりの課長にちょっとお尋ねしますが、もしもあれの時は、決算増えた場合に上乘せということは考えているかないかちょっとお尋ねしますが、宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 勝村議員のご質問にお答えいたします。

今般ですね、その10件のほうを見させていただいたのは、主にこのまちづくりのその空き家の担

当のほうでその状況を、町内の状況を見て回って、それで、その解体をするという希望があって、かつすぐその解体のほうにいきそうな件数を積み上げて出したというような形でございます。ですので、なかなかこの確かにアンケート上は解体をしたいというのが35件、解体したいが解体費が支出できないというのが31件ございますけれども、そちらの件数がまるっと出てくる可能性は低いのではないかなというふうには考えてございます。

それで、もしその現状の件数を上回る件数が出た場合にはですね、そちらのほうは現行の財政状況ですとか、そういったところを勘案しながら検討のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） まちづくり課長、すみません、宜しくお願ひしたいなと思いますし、もしかね31件、費用が捻出できれば解体したいということもありますし、実はうちもちょっとあるんですよ。ちょっと出てきたんで、やってみようかなとか思ってますけども、できればそのなかに入る可能性もありますけども、できればね、うちばかりではありませんので、もしかしたらばこれが出てきて31件あって10件以上出た場合、緊急なことがありますので、大洗町全体を考えればね266件、もっとあるかなと思ってますけども、前からこれ言ってるんで、早めに空き家がね解消できれば、もったきれいな町になるかなと思ってますし、海から高台のほうを見るとすごくいい町並みなので、十分に予算の獲得をしていただいて、もしも多めに出た場合には上乘せしていただいてお願ひできればと思いますけども、宜しくお願ひします。

○議長（小沼正男君） ほかに。5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 13ページの商工振興費についてお伺いをいたします。

昨日の全員協議会のほうで宿泊促進事業補助金の説明がありましたが、もう一度概略のほうの説明をお願ひをいたします。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、石山議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの宿泊促進事業につきましては、町内で宿泊事業を営まれる事業者様に対して補助をする制度となっております。こちらですね宿泊商品といたしまして、宿泊者の方に宿泊を提供する場合にですね割引をしていただいて泊まっていただくということで、その割り引いた額について町のほうで補助をする制度としております。こちら、宿泊の料金が1人1泊当たりですね6,000円以上1万円未満の商品につきましては、割引額を3,000円引いていただいて、そちらを後日、町のほうから補助をすると。また、宿泊料金がですね1万円以上の商品につきましては、割引額5,000円を1人当たり割り引いていただいて、こちらの5,000円につきまして町のほうで補助をするという制度となっております。こちらにつきましては、今のところ10月1日の宿泊分から12月31日の宿泊分について適用していきたいというふうに思っておりますし、また、宿泊事業者の規模ですね、部屋数を基にした規模によりまして金額のほうを配分した形で宿泊事業者さんのほうに対応いただくというような内容となっております。概略につきましては以上でございます。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 今、課長のほうから説明ありましたが、対象者についてちょっと詳細がなかったのがちょっと残念なんですけども、先に先般ですね、宿泊事業者継続支援金なるものが出てます。これにつきまして、今回のこの宿泊促進事業補助金につきましては、対象者がですね旅館業法という旅館業者とともに民泊業者など、旅館業の許可業者以外にもですね対象になっているかと思うんですが、先般のその宿泊事業者継続支援金につきましては、旅館業法という宿泊事業者、許可を受けた事業者だけが、しかも観光協会、また、各種組合に加盟した業者だけが支援金を受け取れたというようなことがありました。なぜこの補助金につきましては、民泊まで広げて対象者としているのか、その違いの説明をお伺いいたします。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 再度のご質問にお答えさせていただきます。

今回の補助事業につきましては、大洗町内においてですね旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けている者、また、簡易宿泊所、民泊などの宿泊料を受けて宿泊させて営業させている者ということで定義させていただいております。また、茨城県において行っております「いばらきアマビエちゃん」の登録というものも必須とさせていただいているところですが、先のですね宿泊事業者に対する事業補助給付金のほうを配布した時と、その時はですね確かに観光協会、あるいはですね旅館組合、民宿組合に加盟していることということを経験とさせていただいたところですが、その際にはですね一律で、事業所さんのほうに一律で決まった金額を給付するというような形で行わせていただきました。また、特にですね観光にそういった加盟、組合等にですね加盟している宿泊事業者さんにつきましては、特に町の観光に資するというところもございまして、町と一体となってですね観光業を盛り上げていこうという意味で、そういった制限をさせていただいたところがございます。

今回の補助事業につきましては、一律給付という形ではなくてですね、宿泊をいただいた実績に伴って補助をするという形でございますので、広く町内に泊まっていた方につきましては補助のほうをさせていただくというような趣旨で今回は補助制度のほうを設けさせていただこうというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 5番 石山 淳君。

○5番（石山 淳君） 今、説明をいただきましたけども、観光協会、旅館組合、民宿組合に加盟の業者だけにこの間、その継続支援金、給付金ですか、それを給付したというところで、私調べたら町内で70社、この間給付したのは41社対象なんですけども、届出が出てる許可業者が70社あるそうです。約30社、漏れてるんですけども、できればこの支援金につきましても、再度の検討をいただければと思います。今、総務常任委員会のほうでも、このコロナ対策の会議を月に何回かやりますけども、先日も私はそれ申し上げました。41社にだけ給付して、あとのその30社に組合等に加盟していないから給付しないというのは、ちょっとおかしいんじゃないかと。この団体はですね、強制団体ではなくて、あくまでも観光協会等は任意団体ですので、宿泊業の許可を得ているという

ことであればですね、前年度の宿泊業の実績を見た上で給付するのが当然ではないのかなと思います。

また、この今回の宿泊促進事業補助金につきましては、その垣根を取り払って大分対象者を拡充しているというところで、これとの整合性がちょっと保たれないのではないのかなというような気がしますので、そこのところを要望して終わりにしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 再度のご質問にお答えしたいと思います。

先のですね宿泊事業者支援給付金につきましてはですけども、現行の制度上、そういった制度となっております。また、これに関してはですね、今後ですね対象を広げるかどうかということにつきましてはですね、ちょっと再度ですね検討のほうをさせていただければなというふうに思います。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 10ページの先ほどの勝村議員が質問した空き家対策で、私、違った視点から質問させていただきたいと思います。

昨日の全員協議会で説明がありましたが、概ね不安の声が大きかったように思うんですが、地籍調査が完了していない家があったり、そういうところにもこの利活用促進事業というので、利活用させるのに利活用が困難な物件にも補助するのかというのが質問もあったと思うんですが、それと相続がしっかりされていないような空き家にも補助事業ということですか、その辺の検討はされましたか。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

まずですね、今回のこの補助制度につきましては、基本的に空き家を解体をしたり、そのリフォームをして利活用をしていくというところが条件になりますので、その後に利活用が困難な案件につきましては、なかなかそこは対象にはしづらいのかなというふうに考えてございます。

また、相続関係がはっきりしないようなところにつきましても、きちんとですねその相続がまとまって、この方と契約ということができればいいんですけども、そういったところが困難な案件につきましても、なかなかこの補助のほうを適用させるのは難しいのではないかなというふうに考えてございます。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） もう一点なんですけど、昨日、全員協議会では、まちづくり推進課のみで説明をいただいたんですが、各課と連携が取れてないなという最後の質問があったと思うんですけど、固定資産が未納かどうかというのがわかりますかといったらわからないというところがあったんですけど、そういう各課との連携のほうも協議の中に入りますか。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 再度のご質問にお答えいたします。



昨日ですね固定資産税が未納となっているのはどの程度かというところでございまして、基本的に、まずその対象となっている案件を見つけてから、そちらの物件がそれぞれ固定資産税が未納かどうかというのを税務サイド等に確認をしていくというような形でとっていきたいというふうを考えてございます。

また、その空き家関係につきましては、庁内でも例えば生活環境課ですとか、都市建設課ですとか、そういったところと十分に連携を図っていかなければ全体的な体制をして事業を図っていくことができないというふうを考えてございますので、そこは庁内の中での連携関係は密に取っていきたいというふうを考えてございます。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 是非その密に連携を取っていただきたいと思うんです。この要綱ですね、説明にあった空き家の解体と利用促進交付金要綱と、さらには空き家活用リフォーム補助金要綱を定めると書いてあるんですが、大洗町にもその前にもう空き家対策の条例だったり、空き家バンクの時も要綱が定めてあったりというのあると思うんですが、それは各課がそれぞれに担当してやっていると思うんですが、今回まちづくり推進課がこの空き家の利活用のほうを進めているというところで、条例のほうの見直しもあるんじゃないかと思っておりますので、各課連携して是非進めていっていただきたいというところで終わります。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） 勝村議員、伊藤議員の関連なります。空き家はですね、私も以前から随分いろんな一般質問やらせていただいたりしているんですが、ようやく重い腰が上がったなという感じはしております。

それでですね、以前、空き家で、これ直接補正とは関係ないかもしれませんが、お尋ねしたいのは、寄附行為があったと。空き家、それから土地、これを寄附したいという申し出があったものを、当時断った、丁重にお断りしたという経緯があったと思うんですよ。今後ですね、こういうものがあつた場合に、それは町としてすぐに家屋解体しなくちゃいけないとか、そういう理由があつたとしてもですよ、そういう寄附はやはり受け取らないって拒否するのか、それともそういうものはどんどん受け取って行って利活用を、町の資産としてですね利活用をしていくのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

利用がそのお宅でですね使わない土地、家屋をですね町に寄附したいというお話は年に何件か管財のほうには来ております。ただ、私どもは寄附行為を受けますと、それはもう普通財産となりますので、基本的には売買を前提としたものになりますので、売れる見込みがない土地を町として抱えてしまうと、これは将来、維持管理費を含めて重荷になりますので、町は寄附行為として土地を受け入れるということであれば、何か目的とかですね事業の中でその土地を利活用するというものが明確になっていけば、またこれは話は別なのかなと思いますけども、単に、うち使わなくなったん

で町で寄附してくださいというお話は今のところお断りを、現地調査等をしてですね利活用は町として見込める土地かどうかというのを判断して決めさせていただいているというような現状でございます。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） そういう姿勢はわかるんですけどもね、例えばそれをどんどん断っていってしまうとですね、なかなかその利活用自体が進まないようになってしまいうるんですよ。それはどういうになるかわかりませんが、例えばこの一帯をミニ開発したいなといった時に、これ例えば寄附していただいたけども断っちゃったっていうのでそこがポツッと残っていると、それは開発としては非常に良くないことじゃないのかなと。確かに財政負担わかりますけれども、極力そういうものはですね受け取って、利活用の方策を、目の前ではそれは駄目かもしれません。先行きまで考えてそういうものを受け取っていかないと、利活用にはあまり役に、笛吹けど踊らずになっちゃうんじゃないのかなっていうような気もしてるんです。だから、それはね、どうしても、こんなところは使い物なんない、もらってもしょうがないっていうようなところもあるでしょうけれども、極力そういうものは受け取っていったほうが今後いいんじゃないかなと。その辺のところですね、よく研究していただいて、せつかくこの制度が始まったわけですから、よく調査して、将来のこともある程度考えてやっていただきたいということで要望しておきます。以上。

○議長（小沼正男君） 町長 小谷隆亮君。

○町長（小谷隆亮君） 貴重なご意見をいただきました。空き家、空き店舗の利活用の推進、これを全協でもですね、何年も前から課題として取り組みをしてきたことをお話させていただきました。なかなかやっぱり思うように実効として上がってないというようなこともあって、この年度はですね特に力を入れて対応していこうというようなことで取り組みをしているわけですが、ご案内のとおり高齢化が進んできてですね、空き家もだんだん増えていくような環境になってきております。まちづくりのやはり今後の在り方として、こういうところを放置しておくというようなことについてはですね、やはりいささか問題があるだろうと。積極的に空き家、空き店舗、こういうようなことを将来のまちづくりに向けてどういうふうに対応していくかというようなことのスタンスに立って対応していく必要があるだろうというようなことで、今回こういうような取り組みをしております。だから、議員お説のようにですね、寄附申し入れがあったものについて、全く全部お断りしているわけじゃなくて、実際にもうそのところ利活用できるようなところについては積極的に受けて次につながるような展開もしております。既に住宅の宅地開発としてですね再整備をしていただいて売りに出している元大久保助役さんの前のところですね、あの辺の受け入れなどもしてきているところでありますし、そういうふうに関今後やはり積極的に、やはり申し入れがあったものは受けて将来の生活環境の整備、あるいはまた振興につながるような展開をするための用地として確保しながらですね、次につながるようなことを考えていくこと、それは大事なことだというふうに思っております。国もやはり今、そういうことでですね空き家、空き店舗だけの問題ではなくて、山の問題とか何かも全てやはりもう、地権者がわかんなくなる、そういうようなところで対応する

ような法律も新たに作り上げて対応しているというようなことでありますから、積極型として今後取り組んでいくことが大事だというふうに思っておりますので、今後の町政運営の中でしっかり今日のご意見なども生かしていただいでですね、対応していければというふうに思っておりますので、宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 9ページですね新生児の特別給付に関わる予算ですけれども、これも昨日も説明がなされました。私は、こういう少子化のなかで新たに国が定めた線引きよりもね、さらにこれを延長して子どもの出産を町として祝ってあげるというような、こういうことをやっていただけたらうれしいなというふうに願っていたわけですけども、それが実現して、しかも来年の3月31日までという、こういうふうになっています。

この3月31日までに生まれた方が対象だというふうになっておりますが、制度ですから、仕組みですから、どっかで区切りをつけなきゃいけない。これはわかります、十分に。けども、例えば3月31日に出産予定日になっていたと。これ人間ですから、出産が早まるという場合もあるし、遅くなるっていう場合もありますね。ですから3月31日が悲喜こもごもの分岐点、喜びの日にもなるし、怒りの日にもなってしまうんじゃないかというふうにも思うんですよ。ですからこの日にきちんと区切りをつけることがいいのかどうかというのは昨日もお話しました。こういう人間の出産に関わるそういうこともありますのでね、これはもうちょっと柔軟にやっていってもいいんじゃないかというのを改めて、昨日終わってからずっと家にいて考えて、ずっと考えてね、どうも納得いかない。女房ともこのこといろいろと言ひ合いになってしまったというぐらいに3月31日は大事な起点になっています。この考え方、今この示された案で変わらないんですか。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） では、菊地議員のご質問についてお答えしたいと思います。

やはり町のほうといたしましても、できるだけ広い範囲の方に給付金のほうが配付できればというところでは考えております。ただ、行政体といたしまして、どうしてもどこかで線を引いてというところで、やはり明確なものとしてその日に出生ということで、住民票があるという住民の方に給付するという形の体制をとらせていただきたいというところも思いもございまして、今回、条件としては住民票がその日までに、3月31日ですね、までに住民票があって大洗町の住民になられた方というところで線を引かせていただいたところをご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 住民票があった場合という、生まれた日じゃなくて、住民票として町へ届けた、それが31日ということですよ。今の説明はそうなんだよね。そこはきちっとして。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） すいません、言葉が足らずに申し訳ございません。今回こちらのほうは、3月31日までが出生の日ですね。なので、今回、3月31日に生まれた方、14日以内に出生届というのを出す義務がございます。なので、実際問題、出生届を出すのは4月に入ってからにはなってしまう

かもしれませんが、3月31日までに大洗町として登録された方がいる方は4月以降に申請していただいても3月31日時点で大洗町出生ということになりますので、その方は申請の対象になります。なので、10万円はお支払いできるという形になりますので宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） そういう区切りはね大事だと思うんですよ、必要だと思うんですけども、ですから、人間でその出産がいつになるのかというのは、なかなか、予定日は立てられますけどね、それがそのとおりになるかどうかというのは、これはわからないんですよ。ですから、その31日までの出生、あるいはその3月という月がね、妊娠10カ月目とか、そういう部分も含めるとね、4月ちょっと超えて出産しても、一日か二日後に生まれてもね、その対象にするという、これはその機械的な線引きじゃなくて人間的なそういう線引き、こういうことも考えていったほうが町民としては喜ばれるんじゃないかと。一日遅れただけでねいただけないという、10万というのは大きいですからね、大洗町で子どもの出産を喜んでくれているという、そういうことも含めてうれしく感じるものですよ。ですから、そういう部分ももう少し検討して、その部分を加えてねやって、ものすごい数じゃないと思うんですよ、1人か2人ぐらいですよ、そのぐらいの人数ですよ。十分に対応できるような数ではないかと思うんですが、改めてそういう考えを、これからもちょっと検討してもらえないかなと思います。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） では、再度の議員の質問にお答えしたいと思います。

個人的な意見としましては、できるだけ多くの方に喜んでいただきたいというところは、私たちが考えているところで、進めてはいきたいとは思いますが、やはり今回3月31日、年度の切り替わりというところもございます。やはりいろいろな制度、どうしてもどこかで明確に線を引いてしまわなければならないというところがございます。そこからずれてしまうと、どうしても前の人はこれだったのに今回もらえないというような形のも出てきてしまうとは思いますが、やはり行政体としては、どうしても明確な線ということで、こういう状態の人ということで条件を設定させていただかなければならないので、それがうやむやになってしまうと、もういくらでもずるずると続いてしまうというところもございますので、今回こちらの制度としては、住民票というところで基準にさせていただきたいというところで御理解をいただきたいと思います。宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 私、ずるずると期限を延ばせっては言ってないんですよ。3月が妊娠10カ月目、十月十日というふうに言われてますよね。ですから、妊娠10カ月目が3月に該当するというような方、これ、母子手帳ではっきりするわけですよね。こういう方も対象にしたほうが喜ばれるんじゃないかというふうには、喜ばれるというかね、こういう人間的なこういう温かみっていうかね、町では考えたほうがいいと思いますよ。特に国から来たお金ですから、そういう形で使ってくださいよ。

もう一つ、G I G Aスクールでね、私、教育長が先ほど説明されまして、大変安心しております。ひょっとしてこのG I G Aスクールでネットによる教育がね、主流になってしまうんじゃないかというふうに勘違いされると、ちょっとね困るものですから。ただ、教育長のなかで学校側も心得ているはずだというふうに先ほど説明されたんですけども、この心得ているはずだということは、教育委員会と学校側との関係で、そういう合意といいますかね、どういうふうにこのG I G Aスクール構想を進めていくのかというような話し合いとかそういう社会的な合意といいますかね、そういうものを作り上げているのかどうかということを伺います。

○議長（小沼正男君） 教育長 飯島郁郎君。

○教育長（飯島郁郎君） 菊地議員のご質問にお答えをいたします。

今のG I G Aスクール構想は、コロナ感染症対策の緊急対応として全児童生徒に1人1台配置をするという、国の旗振りで緊急的に対応する事態になりました。ただ、1人1台タブレット、先ほども申し上げましたけども、クローズアップされておりますけども、もう5年前からI C T教育の推進ということで学校教育のなかにそういうタブレットを使った授業の推進ということは入ってきておりました。そのなかでI C T教育をどのように学校教育の中で進めていくかということについては、教育委員会も含めて各校長会のたびに、それぞれの小・中学校にあわせたI C Tの進め方ということで、学校もいろいろな研修体制を組んでおりますし、教育委員会のほうでも今回のタブレット導入については、学校の要望を十分聞いて、そのなかで今進めている状況でございます。

先ほども申しましたけども、学校教育の一つの柱として、これからの時代に生きる子どもの要素としてタブレットが活用できて、I C T教育を推進するなかでそういう情報社会に生きていける資質を養うと、そのことはとっても大事なことです。積極的に進めていこうという柱は立てました。

ただ、先ほど坂本議員からもご指摘があったように、それで学校教育が全て賄えるかということではありません。正直、小学校1・2年生が自力で、今、全員がタブレットを操作できて学習内容が定着するかというと、私はそうは思っておりません。先ほど申し上げましたように、やはり基本的な対面授業、学級の中での人と人の関わりのなかでの教材の一つとして活用していくということで、そこは学校のほうとも何回も連携を取って、指導室を中心に指導もしていますし、連携も取っております。これからの教育の中でもI C T教育がクローズアップされがちですけども、そこが大きなウエイトを占めるというところまでは正直いかないのかなというふうには思っております。名目として活用するという分野で、基本的にはやはり学校で集団活動のなかで教育活動を行っていくということを基本に進めていくと、それは学校のほうでも了解をしますし、教育委員会指導室のほうでも重ねて指導していますので、そういう柱で進めていければというふうに考えておりますので宜しく願いいたします。

○12番（菊地昇悦君） はい、わかりました。

○議長（小沼正男君） 3番 櫻井重明君。

○3番（櫻井重明君） 菊地議員が先ほどから言っていたことに対する、私はまさに菊地議員のおつ

しゃるとおりとあっていて、むしろどっちかという、もっと拡大解釈をすべきだというふう  
に思っている理由が、例えば相続において胎児が生きて産まれた時に、その時に遡って権利を発生  
するというので、これも昨日、菊地議員が全協の時に言ってたんですけども、母子手帳をもらっ  
た時点でというものが確かに本当に該当してくるのかなというふうに思っておりまして、これは今  
後、私も菊地議員と同じ気持ちだということで今後検討もしていただきたいなというふうにして、  
これは要望で一言で終わります。すいません。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第67号 令和2年度大洗町一般会計補正予算（第5号）について、原案の  
とおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、原案のとおり決し  
ました。

ここでですね、暫時休憩いたします。なお、再開は12時20分再開ということで。

（午後0時10分）

---

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時20分）

---

#### ◎議案第68号ないし議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、議案第68号 令和2年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算  
（第2号）、議案第69号 令和2年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第70号 令和  
2年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）、議案第71号 令和2年度大洗町水道事業会  
計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 議案第68号から議案第71号まで、一括して提案の理由をご説明いたします。

19ページをお開きください。

議案第68号 令和2年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の  
歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を1  
7億9,487万2,000円とするものでございます。

21ページをお開きください。

下段の歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

総務費の一般管理費につきましては、職員の人事異動に伴う45万7,000円を減額するものでございます。

上段につきまして、これら歳出を賄う財源として、一般会計繰入金45万7,000円を減額するものでございます。

23ページをお開きください。

議案第69号 令和2年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,385万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を18億373万5,000円とするものでございます。

25ページをお開きください。

諸拠出金の介護保険事業負担金等返還金につきましては、令和元年度分清算による、国・県・支払基金への返還金、計1,385万2,000円を追加するものでございます。

同じく上段でございますが、これら歳出を賄う財源といたしましては、支払基金交付金202万2,000円、繰越金1,183万円を追加し、歳入歳出それぞれ1,385万2,000円を追加するものでございます。

議案第70号 令和2年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269万4,000円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額を2,035万5,000円とするものでございます。

29ページをお開きください。

墓地建設改良等準備基金費につきましては、令和元年度決算による繰越金を基金へ積み立てるため269万4,000円を追加計上するものでございます。

同ページ上段でございますが、これら歳出を賄う財源といたしまして、繰越金269万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ269万4,000円を追加するものでございます。

続きまして、議案第71号についてご説明いたします。

31ページでございます。

議案第71号 令和2年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入および支出において、支出の水道事業費用の予定額を58万8,000円追加いたしまして、補正後の予定額を5億9,107万9,000円とするものでございます。

また、収益的収入額が収益的支出額に対して不足する額2,534万5,000円を2,593万3,000円に改めるものでございます。

資本的収入および支出につきましても、資本的支出の予定額を106万1,000円を追加し、補正後の予定額を3億751万5,000円とするものでございます。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額として1億366万9,000円を1億473万円に改めるものでございます。

収益的支出の補正の内容につきましては、一般会計と同様に職員の人事異動による増減調整とし

て58万8,000円を追加するものでございます。

資本的支出の建設改良費につきましても、同様の職員の人事異動による増減調整として106万1,000円を追加するものでございます。

以上、議案第68号から議案第71号まで提案の理由をご説明いたしました。詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第68号 令和2年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。ないですか。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 1つだけ確認をさせていただきたいと思います。

国保、いわゆる国保も含めて昔は老人特会が介護保険ができてからいろいろ変わってきました。それでですね、私が聞きたいのは、今回の補正の金額もそうなんですが、やはりこれから厳しくなってくるであろう国保の問題なんですが、例えばですね、今そこに数字があるかどうかわかりませんが、1人当たりの国保に対する療養費というのは、変化ってどうなっているのでしょうか。それによって全体の分母が変わってきて、こういう最終的な数字になってくるんだろうと思うんですが、その昔は国保の客体というのは約1万人近くいた、9,000人ぐらいいて、今は確か大分もっと減ったと思います。しかし、全体の金額というのはそんな変化がない。約18億をずっと推移しているということは、人口が減っている、客体が減っているにもかかわらずずっと変化がない、これに対する見直しというのはできません。できないんですが、このあたりの数字だけをちょっとまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 坂本議員のご質問についてお答えしたいと思います。

まず、国保全体といたしましては、先ほど坂本議員が言われておりました1万人というところから今現在5,000人を割るほどぐらまで減ってございます。一人一人の医療費についてなんですけれども、ちょっとざっくりの覚えなんですけれども、17万円台ですかね、ぐらいが1人の医療費ということで出ている数だと記憶してございます。実際問題、一人一人の医療費といたしましては、1人に掛かっているやつは右肩上がり、やはり医療費としては増額をしている。客体としては減っているので、全体としては若干減っているという形の推移を、ここ近年行っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。医療費自体をね私は問題にするわけではなく、これは医師免許を持っている皆さんたちが生命維持のために必要な行為をしているわけですから、そこに問題を持っているわけではないんですが、先ほど1万人って言いました。私がこの議員を始めた頃に確か17億ぐらいだったんです。1万人いました。今5,000人ぐらいで、ほぼ18億って横ばいじゃないですか。なぜか、どこがどういうふうに変ってるのかと、医療費が全体的にかかる、高度医療にもなっているというのも含めて、その辺のあたりなんだろうなという。しかし、国のほうの今、指針というか方向性とすれば、いわゆる医療制度自体を訪問医療に変えていこうと。訪問医療に対



するレセプトの点数が少し上がってきました。しかし、そこに誘導できるかという、現実にはできないんですね。施設医療ですと一日200人ぐらいできるのは、訪問医療ですと一日50人ぐらいしかできない。非常にその辺のコストの問題があって、なかなか訪問医療には特化できない。しかし、国のほうは医療費抑制のためにこういうふうに。しかし、町もそろそろそのあたりをね、医師会の皆さんたちとどうやって話をしていくかっていうのは、制度があるから、医師会があるから、そのままいか、そろそろね、私そういう時期に入るんじゃないかっていうふうに思って、今回のこの数字を見ててもね、やはり最終的にはそのあたりもくるんだろうなというふうに思うんですけども、担当としてどのように今、医師会の皆さんたちと関わっているかお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） 坂本議員の再度の質問についてお答えしたいと思います。

先ほど坂本議員が言われましたように訪問医療的なもの、もう国のほうで進めているというところなんですけれども、実際、医師の数ですとかということで、なかなか医師の負担も大きいというところで、なかなか制度としては進んでいかないというところもございます。国保の客体といたしましては、やはり自営業の方とかが多いというところで、やはりなかなか健康診断も受けていただけないとか、事前に発見して対処するというよりは、どちらかというに出てきてしまってそちらを治すというような形にもなってございます。やはり医療費を削減していくためには、事前に発見して、病気が大きくならないうちに対処をするというところと、あとは健康を考えて運動習慣の継続ですとか、そちらのほうを積極的に広報をして、できるだけ医療が先に掛からないような形、あとは住民の方が個人個人で健康を気をつけていっていただける生活習慣をつくっていただくというところを、やはり力を入れて進めていかなければならないというところで、医師会の方も含めましてですけども、やはり体を元気にして、できるだけ病院にかからないというところで推し進めていきたいというところで考えてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。この問題、本当にね担当レベルでは非常に厳しい、難しいことなんですけども、ただ現実、ざっくりでもね、この20年間の動きでも、ほとんど金額は横ばいで人口だけ、客体だけが半分になったと。こういう現実論からすると、果たして終末医療がどうなのかなと。しかし、そうはいつでも目の前でそういう人がいたら助けてくださいって誰でも言いますよね。これは人情です。その辺の問題は、いろいろ難しいところありますけども、ただ、現実運営として、これからもっと厳しくなっていくであろうということを前提にした時に、やはりこの補正、補正のなかでも私たちが感じるのは、そのあたりをもう少し根本から見直す必要があるんであろうというところの終末医療に対する、例えばドナーカードではありませんが、私は終末医療はいりませんか、ちなみにこの間、私、後期高齢者のなかで聞かせていただきました。一番掛かった金額が2,700万だそうです。しかし、助からないんですね。そういうのも含めて、何ていいですか、高額医療制度もそうなんですけども、非常に短期で非常に掛かるという、しかしそこは人の命ですから難しいところがある。この辺のジレンマが、やはり数字に現れてきて、なかなか難しいなど

思います。以上です。終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第68号 令和2年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第69号 令和2年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第69号 令和2年度大洗町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第70号 令和2年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 墓地全体のことも含めてなんですが、ちょっと確認の意味でお尋ねをしたいと思います。

今回、積立金のほうに269万4,000円という数字が出ておりますけど、この積立金の趣旨をまずお尋ねしたいのとですね、墓地の今の空き墓地の問題、希望者とバランスの問題、そのあたりをちょっと、この基金との整合性がどういうふうになっているかお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

墓地建設改良等準備基金の目的でございますけども、こちらの名前のとおりですね墓地の建設という言葉入っておりますけども、今現在ですと墓地の大規模な改修、そういったものに備えるための基金に積み立てているというような状況でございます。想定されますのが墓地内の園路、インターロックで舗装されておりますけども、そういったところの改修、また、細かい園路のところはコンクリート舗装になっておりますけども、そういったところの改修が大規模な改修が今後していかななくてはならないかなというところもございまして、そういった財源として基金に積み

立っていると。それと一部、今現在ですと合葬墓地の建設に係る費用を基金のほうから捻出しているところがございますので、ここに合葬墓地の利用者からいただいた使用料のほうを少しずつでも戻していくということも、この基金のほうで活用させていただいております。

それと、今現在、区画墓地の空き区画ですね、それと申込者のバランスというところでございますけれども、今現在、ちょっと手元に数字はないんですけども、30区画ぐらい空きがありまして募集を現在しているというような状況でございます、年間でいいますと、おそらく4、5件の方ですかね、申し込みがあったのは。今現在は空きが出ているというような状況でございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） このお墓問題というのは、本当この20年間で大分いわゆる欲しがる方と墓整理をする方のバランスが崩れてきましたよね。これからの問題点も多分そこにいろいろあるんだろうと。人口が減少すると同時に大洗町から離れていった方が墓地をしまうと。こういうのを含めてですね、今後の見通しというのはやっぱりあるんだろうと思うんですが、それと併せてですねやっぱり町外からの募集というのも、そろそろ考えなければいけないんじゃないかという、そういう空きがある以上は何らかの形の経営努力じゃありませんが、その辺の空きをなくさなきゃいけないというのも必要であろうと。その昔は、やはり地元というに人たちが足りなかった。しかし、今もう余り現象になってくると、やはり場所が場所ですから、遠くの方が大洗の地という、海を見ながらというのはあるかもしれません。こういったものも含めて考えられてはどうかという提案をさせていただきますが、今回その基金でその中でどのようにするかわかりませんが、この基金をもう少し積み立てていきながら、そういうその将来的な展望も含めて作っていただければなというふうに思いました質問は終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 課長、ちょっと坂本議員の関連なるかもしれませんけども、合葬墓地の件でお尋ねをいたします。

今、何人ぐらい利用しておりますか。それでもう一つ、今、大変な時代になりました。コロナの関係で、今、坂本君から出ましたけども、墓じまいをする方が増える可能性が出てきてます。早急にね、坂本君が言った対策をとっていただいて、埋めていかなきゃならないかもしれません。ということなんで、うちもちょっと今考えてるところがあって、2つ今お墓しぼりしてますので、1つを、これ例をとって、将来、墓じまいしようと思ってます。お寺さん2つ今関わってますので、そういう状況が来ますので、課長、もう早急にやっていただかなきゃならないかなと思いますので、すいません、2つお願いしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 合葬墓地の利用者ということでございますけども、すいません、今手元に資料がなくて、総務常任委員会のほうでも回答させていただきたいと思います。

ただ、合葬墓地の納骨室の利用に関してはですね、思ったほど増えていないというような状況ですね。しかしながら、合祀室、いわゆるお骨のほう、もう焼骨になっているものを納めるという

ころに関しては、ちょっと、思ったよりも多いというような状況がございます。というのは、墓じまいをする方が合祀室のほうにお骨を入れるということで、区画墓地のほうを更地にする。その際に合祀室のほうにお骨を納めたいという方が比較的どうございまして、まさにですね、今、墓地のほうが管理ができないというような町外の方、県外の方は、墓じまいをしたいということで合葬墓地のほうの合祀室を利用される方がいらっしゃるというようなところでございます。

関連なりますけれども、やはりお墓を整理されるという方がいますと、墓地としてはですね使用者の方がどんどん少なくなってくると。管理料もですね、その分少なくなってくるというところがございますので、若干ながら収入も減ってくるだろうということで、将来的にはですね、この収支の面で考えた時に管理料をどうすべきかというところの課題が出てくるのかなというふうには思っております。まだ極端にですねお墓じまいをする方が増えているというような状況ではありませんので、20年、30年後に向けてですね、どういった対応が必要かということになってくるかと思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 将来的に、今6,800世帯ぐらいだと、大洗持ってますけども、将来的に考えれば4,000世帯か4,500世帯ぐらいまで減る可能性もありますし、地方に出てる方もいっぱいおりますから、実家はこっちだけでも、もうお墓しかないという方もいっぱいおりますから、早急にさっきの件お願いしたいなと思っておりますけども、町外募集、できれば関東近辺募集してもよろしいかなと思っておりますので、その点考えていただくよう要望して終わりますけども、宜しくお願ひしたいと思ひます。終わります。

○議長（小沼正男君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第70号 令和2年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第70号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第71号 令和2年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第71号 令和2年度大洗町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第71号は、原案のとおり決しました。

---

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、日程第6、議案第72号 令和2年度防災行政無線デジタル化（同報系）設備更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第72号 令和2年度防災行政無線デジタル化（同報系）設備更新工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、現在進めております防災行政無線デジタル化に向けた設備更新に伴う屋外拡声子局47局を更新する工事の契約を締結するものであります。

契約の方法につきましては、一般競争入札によりまして令和2年8月7日に入札会を執行した結果、三峰無線株式会社が2億2,200万円で落札をし、これに取引に係る消費税および地方消費税の2,220万円を加えました2億4,420万円にて請負契約を締結するものであります。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第72号の説明でございますが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第72号 令和2年度防災行政無線デジタル化（同報系）設備更新工事請負契約の締結について質疑を行います。11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 前にも全員協議会の時にちょっと質問はさせていただきました。

いわゆる一般競争でも何でもいいんですが、1社しかなかったと。いわゆる随意的なものにしかちょっと感じなかったんですが、それはそれで手続上の問題ですから、何ら質問ではありません。ただですね、こういったその業者というのは、この地域にどのぐらいあるんでしょうか。参考までに、もしわかる程度で結構ですので、これだけの技術を持っていないとできないんだらうと思うんですね。茨城県は日立グループがあるといわれるぐらいに日立関係もしっかりとしたこういったもの持ってるんじゃないかと思うんですが、どのぐらいの会社があって1社しか出てこなかったのか、そのあたりをお尋ねをできればなというふうに思ってお尋ねをいたします。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

今回の工事の入札に関して、一般競争入札で公募をしたんですけども、1社しか応募がなかったと

いうことをごさいますけども、昨年度に令和元年度の防災行政無線デジタル化の同報工事のほうも一般競争入札で公募をいたしております、その際にはですね、すいません、ちょっと会社の数まで覚えてないんですけども、確か5社くらい応募があったと思っております。ただ、やはりこういった専門的な業者でございまして、なかなか本社は茨城県にはないような状況でございまして、支社、あるいは営業所のほうが茨城県内にあるというところで応募をしてきたというような状況があったかなと思っております。なかなかその業者の数は県内には少ないというような状況でございまして、以上です。

○議長（小沼正男君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。ありがとうございます。ちなみにですね、この会社概要として、この会社の年商というのは、どのぐらいの大きさなんでしょうか。そこがもしわかれば、そこだけお尋ねをして質問は終わります。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） すいません、ちょっと手元資料がないので、後ほどお答えさせていただきます。申し訳ございません。

○11番（坂本純治君） 1部上場なってる。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 1部上場になってたかと認識しております。

○11番（坂本純治君） 少なくともですね、ここに議案書として上げる以上は、その会社概要ぐらいは、課長、ちゃんと把握していただいてこの場で答弁できるようにお願いしたいなど、これは皆さんに言えることですよ。やはり建設業者、身近なところはわかりますけどもね、こういうところでどのぐらいの規模なのか、これだけのものはどれぐらいの規模じゃないとできないのかっていう参考になりますから、どうかその辺のところは、後で教えてください。終わります。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第72号 令和2年度防災行政無線デジタル化（同報系）設備更新工事請負契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、原案のとおり決しました。

---

### ◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、日程第7、議案第73号 町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） それでは、議案第73号 町道路線の廃止及び認定について、提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、前原地区開発区域と接道するための町道8-2094号線の終点の位置を変更して認定するものであります。

つきましては、道路法第10条第3項および第8条第2項によりまして議会の議決を求めるものでございます。

議案第73号の説明であります。詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第73号 町道路線の廃止及び認定について質疑を行います。12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この町道を延長するということですけども、浜乃納屋の前に道路があるんですけども、これに接続することなく別のルートで道路を認定するということになります。これはどういうことからこういう設計をされたのか伺います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 菊地議員の質問にお答えいたします。

路線認定の調書のほうを見ていただきたいんですけども、こちらです。ね潮騒の湯の前で行き止まりになっている道路、これを延長をして、そして8-20765号線につなげるというものでございます。実はここです。ね、この今ちょうど認定後の町道が曲がる所にですね、今川医療福祉グループさんというところの保養寮を含めた民間の開発が進められてございます。その開発区域内の道路がこういった形状で道路が入って、今後、住宅の分譲がされるということで、その道路に形態に合わせて道路の認定をするものでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終了いたします。

討論通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第73号 町道路線の廃止及び認定について、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、原案のとおり決しました。

◎同意第1号および同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、日程第8、同意第1号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について、同意第2号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） それでは、同意第1号および同意第2号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について、一括して提案の理由をご説明いたします。

同意第1号につきましては、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会の委員長でありました川原井勝一氏の逝去に伴いまして、後任の委員として藤沼良夫氏を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、前任者の残任期間であります令和5年9月30日までとなっております。

藤沼良夫氏についてちょっとご説明させていただきますが、昭和47年3月、東北大学工学部を卒業されまして、昭和48年6月に茨城県のほうに入庁をされ、歩みとしては、商工労働部産業技術課長、茨城県の工業技術センター長、茨城県を退職しましたのが平成21年3月であります。その後、株式会社常陽銀行の顧問をお務めになったり、あるいは茨城大学コーディネーター、あるいは産業技術総合研究所イノベーションコーディネーター等に当たっている方でございます。人格識見ともにしっかりしている方ございまして、是非ともご同意のほどを宜しくお願いを申し上げる次第であります。

同意第2号につきましては、中野清蔵氏を引き続き東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員として選任するものであります。

地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでありまして、任期は4年となっております。ご同意のほど、宜しくお願いを申し上げます。

中野委員は、平成30年3月7日から公平委員としてご尽力をいただいております。このたび、引き続き、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員として選任をさせていただいた次第でありまして、現在、一般財団法人のいばらき中小企業グローバル推進機構（旧公益財団法人茨城県中小企業振興公社）においてプロジェクトマネージャー兼産業振興顧問として務めている方でございます。識見ともにしっかりとした方ございまして、皆さん方のご同意のほどを宜しくお願いを申し上げます。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明は終わりました。

両案につきましては、質疑・討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第1号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、原案のとおり決し



ました。

続いて、お諮りいたします。同意第2号 東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会委員の選任について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第2号は、原案のとおり決しました。

---

#### ◎請願第1号の委員会付託

○議長（小沼正男君） 続きまして、日程第9、請願の委員会付託について報告いたします。本定例会において受理しました請願は1件であります。会議規則第93条の規定に基づき、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

---

#### ◎報告第5号ないし報告第7号の上程、報告

○議長（小沼正男君） 日程第10、報告第5号 令和元年度大洗町財政健全化判断比率について、報告第6号 令和元年度大洗町公営企業会計資金不足比率について、報告第7号 大洗ターミナル株式会社の令和元年度事業報告並びに令和2年度事業計画について、報告を求めます。町長 小谷隆亮君。

〔町長 小谷隆亮君 登壇〕

○町長（小谷隆亮君） 報告第5号から報告第7号まで、一括してご説明申し上げます。

報告第5号 令和元年度大洗町財政健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、報告をいたします。

4つの比率のうち、まず、実質赤字比率につきましては、一般会計、町営公園墓地事業特別会計、公平委員会特別会計の3会計、いわゆる普通会計の実質収支額合計に係る財政標準規模に対する赤字の比率を示すものでありますが、赤字ではないために該当はございません。

また、連結実質赤字比率につきましては、対象となる一般会計と8つの特別会計、全ての実質収支額の合計に係る財政標準規模に対する赤字の比率を示すもので、こちらも赤字ではないために該当はございません。

次に、実質公債費比率でございますが、標準財政規模に対する実質的な借金返済がどのくらいあるかを示す比率であります。令和元年度は5.7%であり、早期健全化基準の25%を下回っておりますので良好な状態にあるといえます。昨年度と比較いたしますと1.1%の増となっておりますが、これは、平成27年度に完了いたしました南小学校校舎の建設事業に係る元金の償還開始が主な要因でございます。

最後に、将来負担比率についてでございます。標準財政規模に対して借入金残高や退職手当支給

予定額など、将来にわたる負担がどのくらいあるのかを示す比率であります。令和元年度は97.5%であり、こちらも早期健全化基準の350%を下回っておりまして、概ね良好な状態にあるといえます。昨年度と比較いたしますと1.9%の増となっておりますが、こちらは、福祉基金や漁業振興基金の取り崩しにより基金残高が減少したことが主な要因でございます。

以上をもちまして、令和元年度大洗町財政健全化判断比率の説明をさせていただきました。

続きまして、2ページをご覧ください。

報告第6号 令和元年度大洗町公営企業会計資金不足比率についてご説明いたします。

こちらも報告第5号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものであります。

資金不足比率につきましては、それぞれの公営企業会計における事業規模に対する資金不足の状況を示すものであります。水道事業会計、地方卸売市場事業特別会計、公共下水道事業特別会計のいずれも資金不足は生じていないために該当はございません。

なお、これらの財政健全化判断比率、資金不足比率につきましては、監査委員の審査を受け、適正に作成されているとの意見をいただいておりますことを併せてご報告いたします。

続きまして、3ページをご覧ください。報告第7号 大洗ターミナル株式会社、令和元年度事業報告および令和2年度事業計画についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして報告するものでございます。

概況でございますけれども、8ページをご覧ください。第36期に当たる令和元年度の日本経済を顧みますと、緩やかな回復が続いているといいながらもですね、中国で発生した新型コロナウイルス感染症の日本国内での流行の影響によりまして、日本経済は大幅に悪化し、国難ともいえるべき厳しい状況に置かれております。

このような状況下におきましても、大洗ターミナル株式会社は、全力を挙げて積極的に営業活動を展開するとともに、各部門における業務コストの合理化に努めまして、経営全般の効率化を図った結果、売上高につきましては11億3,760万6,077円、税引き前の当期純利益は2,355万951円、法人税住民税事業税につきましては1,415万1,500円となっております。最終の当期純利益は939万9,451円でございます。前年より縮小したものの利益をあげて第36期を終えることができたところでございます。詳細につきましては、この報告書のとおりでありますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

続いて、第37期となる令和2年度の事業計画についてご説明いたします。

今なお新型コロナウイルスの感染拡大が続くまま、終息する見通しが立たない状況であります。フェリー部門につきましては、商船三井フェリー株式会社の夕方便・深夜便の2便が、徹底したコロナ対策を実施しておりまして、安定した運航で推移しております。入港船舶隻数は昨年度を上回る年間609便を予定をさせていただいているところであります。一時は客扱いのほうはですね大変厳しい状況でありましたが、だんだん緊急事態宣言が解かれた後、客のほうも少しずつ戻ってきているところであります。物流のほうは、順調に今なっておりますので、予定どおりの運航ができる

ものというふうに思っております。

一方、客船クルーズにつきましては、令和2年度は外国客船が3隻、国内客船が4隻の入港を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、現在その多くがキャンセルとなっております。10月に、にっぽん丸の入港を予定しているところでございます。

今後は、北関東地区におけるフェリーやクルーズ船の玄関港としての役割を果たしていくとともに、ひたちなか大洗リゾート構想を見据えたリゾート地として観光事業の展開に対応できる企業として充実を図っていく所存であります。

34ページには、令和2年度損益予算書がありますが、税引前当期純利益としてですね809万8,000円を見込ませていただきました。コロナ禍の厳しい状況下では、利益を上げるような社業にさらに努力していくことが求められているものというふうに思っております、町としても法人の安定経営に向け、引き続き指導、監督をしまいる所存であります。

以上をもちまして、報告第5号から報告第7号の説明とさせていただきます。宜しく願いをいたします。

○議長（小沼正男君） 以上、町長からの報告でありますので、ご了承を願います。

---

#### ◎寄附の受け入れ

○議長（小沼正男君） 日程第11、寄附の受け入れについて報告を求めます。町長 小谷隆亮君。

[町長 小谷隆亮君 登壇]

○町長（小谷隆亮君） それでは、寄附の受け入れについて報告をさせていただきます。

1つは、大洗町港中央に展開しておりますシーサイドステーションの2階で活躍をしております大洗海風ヨガスタジオ、小林さんのほうからですね、町民の健康づくりの一助としてヨガDVD300枚を頂戴をしたところでございます。

また、ライオンズクラブからは、小沼会長、新会長の吉田さんのほうからですね、駅前の広場を今、整備をしておりますけれども、その同計を1基ご寄附をいただいたところであります。大洗ライオンズクラブ55周年記念事業として、町民生活に寄与するというようなことで令和2年7月10日にご寄附をいただいたところであります。

また、水戸市五軒町1-5-48のスペースバルーン株式会社、フェイスシールドを150個というようなことで、新型コロナウイルス感染症対策の一助として令和2年7月14日に頂戴したところでございます。

さらには、大洗町磯浜女性会、竹内さんのほうから金20万円、新型コロナウイルス感染症対策の一助として令和2年7月16日に頂戴をいたしました。

さらに、大洗町磯浜町3852の小林仙壽さん、消毒液を100本、消毒液用ポンプ20本、新型コロナウイルス感染症対策の一助として令和2年7月30日に頂戴をしたところでございます。

水戸市松本町7-8、根本ひろ美さんでございまして、消毒液100本、新型コロナウイルス感染症対

策の一助として令和2年8月5日に頂戴をしたところでございます。

大洗町磯浜町1104-3、大洗カジキミュージアム、代表金成和彦さん、駅前広場にヘミングウェイ代表作「老人と海」のモニュメント一式ですね、このリニューアル工事に併せまして、うみのまち「大洗」と「カジキ」の魅力を伝えたいというようなことで、令和2年8月17日にご寄附をいただいて、完成を間近にしているところであります。

ありがたく受け入れさせていただいたところでありまして、今、報告させていただきましたそれぞれの皆さんから有り難いご寄附を頂戴しまして、適切に利活用させていただき、また、町の振興につなげていければというふうに思っております。有り難く受け入れをさせていただくことをご報告を申し上げます。

○議長（小沼正男君） 以上で寄附の受入れの報告は終わりました。

---

### ◎休会の件

○議長（小沼正男君） 続きまして、日程第12、休会の件についてお諮りいたします。総務常任委員会審査及び議事整理のため、8月24日から31日までを休会といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） ご異議なしと認めます。したがって、8月24日から31日までを休会とすることに決しました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（小沼正男君） 以上をもちまして本日の議事日程は全て終わりました。

次の本会議は、9月1日午前9時30分から行います。

本日は、これをもって散会いたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午後1時14分